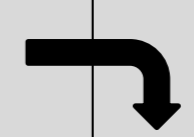


施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性	今後の展開方向		
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	1	さんだ生涯学習カレッジ	高齢者支援課	生涯学習を通じ、仲間づくりや健康づくり、地域貢献につなげることをめざし、さんだ生涯学習カレッジを運営している。	さんだ生涯学習カレッジ・大学・大学院学生数 300人	さんだ生涯学習カレッジ・大学・大学院学生数（延） 282人	さんだ生涯学習カレッジ・研究科（延） 282人	さんだ生涯学習カレッジ・研究科（延） 271人	コロナによる実施回数の調整を徐々に解除し、R5講座は10回（合同教養講座を含む）、クラブは引き続き6回の開催とした。新入生募集において市広報誌4.7万部にチラシと申込用紙の挟み込みを実施し、120人定員の2倍以上250人以上の応募があり抽選により120人を当選とした。市民センターの改修工事により会場変更を余儀なくされたが1年を通じて問題なく運営できた。	4	過去にない新入生応募を獲得できたため。	拡充	2年生以降に選択できる3コース（健康福祉、ふるさと再発見、くらし創造）の人数に偏りが大きく、希望者の少ないコースの魅力度アップと講座内容の見直しの実施。	53 ~ 54
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	2	作品展等の支援	高齢者支援課	老人クラブ連合会主催の作品展を支援するなど、知識や技術・趣味等を活かした作品を一般に公開し、発表の場を提供している。	-	創作作品展の 出展者数 257人 来場者数 559人	創作作品展の 出展者数 255人 来場者数 490人	創作作品展の 出展者数 258人 来場者数 618人	老人クラブ連合会が主体となり、創作作品展を開催した。老人クラブ会員の知識や技術・趣味等を活かした絵画や写真、工芸品、手芸等、様々な作品を展示し、高齢者の生きがいづくりにつなげた。	3	老人クラブは自主的に運営する任意団体のため、市が評価するのは難しいので。	継続	今後も老人クラブ連合会が主催する作品展等の開催を支援する。	53 ~ 54
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	3	地域型スポーツの振興	文化スポーツ課	スポーツクラブ21の活動を通じて、高齢者のスポーツ活動と地域交流の場を確保している。	高齢者スポーツスクールの受講者数 200人	高齢者スポーツスクールの受講者数 中止	高齢者スポーツスクールの受講者数 47人	高齢者スポーツスクールの受講者数 43人	R6.3.5・3.7の2日間実施。ノルディック・ウォーキングを中心に、ニュースポーツ（ポッチャ・モルック）を含め実施。1日（R6.3.5）は、雨天であったため、ノルディック・ウォーキングが実施できずニュースポーツのみの実施。	3	実施時期、天候の影響もあり、受講数が伸びなかったため。	継続	内容の充実や実施時期なども鑑み、幅広く周知を行うなかで受講者を増やし、体を動かすきっかけづくりや交流のなどの機会づくりとして継続して取り組む。	53 ~ 54
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	4	スポーツを通じた健康・体力づくり	文化スポーツ課	スポーツ推進基本計画を策定し、競技スポーツや生涯スポーツの推進を図っている。	-	-	-	-	スポーツ推進基本計画をもとに各種教室の実施などスポーツを通じた健康、体力づくりの機会提供を行った。	4	事業等を通じてスポーツや体を動かすことへの意欲の醸成や機会の提供が図られた。	継続	計画をもとに引き続き、シニア層の目的志向にあった運動、スポーツの推進を図るとともに運動、スポーツを通じた交流の機会を図り、スポーツで誰もがつながり幸せを推進していく。	53 ~ 54
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	5	シニアの活躍支援	高齢者支援課	「いきがい応援プラザ～HOT～」で、相談者へのアドバイス、セミナーの実施や活躍したいシニアとシニア人材の力を必要とする市民をつなぐ「いきがい応援バンク」の運営等を行っている。シニアがこれまで培ってきた知識・経験・技術を活かして活躍する場となる「ほっとHOTつながりサロン」も実施している。	いきがい応援プラザ～HOT～利用者数 1,500人	いきがい応援プラザ～HOT～利用者数 1,476人	いきがい応援プラザ～HOT～利用者数 2,757人	いきがい応援プラザ～HOT～利用者数 929人	R5.4月から利用人数のカウントの方法を変更した。能動的な連絡はカウントせず受動的なものだけとした。（年度途中から徹底）それにより昨年1400件あった電話での利用が294件、広報、ホームページ関連＝取材関連が1000件から46件となった。活動としては6回のセミナー実施、5回のほっとHOT通信発行、2回の生涯現役ネットワーク会議開催、8件のバンクマッチングなどこれまで通り実行できた。コロナの状況を見ながら徐々に活動を戻した3年間だった。	3	利用者数の減が集計方法の変更によるため		53 ~ 54	
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進		高齢者の活躍支援	高齢者支援課	「いきがい応援プラザ～HOT～」で、相談者へのアドバイス、「いきがい応援セミナー」の実施や活躍したい高齢者と高齢者人材の力を必要とする市民をつなぐ「いきがい応援バンク」の運営等を行っている。	第9期計画より施策の名称変更				継続	まずは高齢者支援課の担当事業（さんだ生涯学習カレッジ、シルバー人材センターなど）との連携を強めます。高齢者に有益な情報発信に努め、高齢者に体験の場の提供の実現を目指す。8期計画にあったほっとHOTつながりサロンは事務所移転に伴い休止。	83 ~ 84			

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価					第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ				
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向			
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度								
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	6	活動に関する情報提供の充実	高齢者支援課	「いきがい応援プラザ～HOT～」の専用ホームページを運営し、シニアの活動に関する一元的な情報収集・発信を行っている。シニアのためのいきがい応援マガジンとして「ほっとHOT通信」を偶数月に発行し、生涯現役で活躍するシニアの紹介やシニア向けお役立ち情報の発信を行っている。ハニーFMの広報番組「教えて！スター☆シニア」で、活躍するシニアやシニア向け健康情報などを発信している。	-	専用HP訪問者数 4,315人	専用HP訪問者数 5,239人	専用HP訪問者数 5,695人	第8期中（4年度）に三田市のホームページの刷新に伴いいきがい応援プラザのホームページも一新した。ページ階層や内部リンクなどの不備を解消し、見やすい探しやすいサイトにリニューアルできた。5年度は会計年度任用職員のCMSの習熟度に合わせ、更新頻度が上がってきた。ほっとHOT通信は3年間にわたり偶数月（全17号）に発行した。ただし5年6月号は全員新規採用の影響で休刊。ハニーFMは月1回、3年間で36回放送、5年度も12回放送し元気に活躍するシニアを紹介できた。	4	ホームページの一新により、利用者が増えたこと、広報活動に力を置き実現できたため。	継続	引き続き高齢者に有益な情報発信に努める。6年度以降はHP担当を設け、メンテナンス、リンク切れ、更新頻度の維持などの対策を実施する。ほっとHOT通信は引き続き偶数月発行を計画、ハニーFMは令和5年度で番組終了。	53 ~ 54
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	7	生涯を見通した学習活動等への支援	高齢者支援課	生涯学習カレッジを卒業した人達が地域で活動等をすすめることにより高齢者のいきがいがつくりを支援している。また、三田市生涯学習サポートクラブが高齢者向けの生涯学習講座を企画及び実施している。	-	生涯学習サポートクラブ登録会員数 241人	生涯学習サポートクラブ登録会員数 274人	生涯学習サポートクラブ登録会員数 298人	令和5年度は徐々にコロナ禍からの脱却を目指した1年だった、ソーシャルディスタンスを意識しつつもオープンセミナーの1回の講座収容人数を140人まで拡大し毎月1回、年間12回実施。他、カモンキッズ、さんだ生涯学習カレッジのサポート業務も滞りなく実施できた。	3	従来の取り組みは確実に実行し、会員数が増加している。	継続	さんだ生涯学習カレッジの卒業後に生涯学習サポートクラブ（SSC）に入会するように案内して会員拡大に努めるとともに、「いきがい応援プラザ～HOT～」等との連携を図り、地域貢献のすそ野を広げる。	53 ~ 54
I-1-(1)	生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の促進	8	シニア活躍支援総合窓口	高齢者支援課	高齢者が持つ知識や技能を発揮し、健康でいきいきとした生活が継続できるよう、シニア活躍支援総合窓口を開設し、生涯現役でいきがいのある生活の実現を応援している。	-	-	-	-	窓口対応、広報活動、いきがい応援セミナー、いきがい応援バンクなどの施策を実施した。各活動の詳細はそれぞれの欄に記載。	3	I-1-(1)5の集計方法の変更により評価が困難。	継続	名称変更のうえ第9期で継続	53 ~ 54
I-1-(2)	地域活動の促進	1	老人クラブ活動の促進	高齢者支援課	高齢者の社会参加・いきがいがつくりの中心となる地域活動組織である老人クラブ活動事業への助成及び支援を行っている。	-	会員数 2,732人 クラブ数 47クラブ	会員数 2,538人 クラブ数 45クラブ	会員数 2,299人 クラブ数 42クラブ	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への助成を通じて、地域の健康づくりや奉仕活動等を支援した。単位老人クラブは、会員の高齢化が進みクラブ数・会員数共に減少傾向にある。	3	クラブ数、会員数ともに減少傾向にはあるが、老人クラブは自主的に運営する任意団体のため市が評価するのは難しいので。	継続	各地区の老人クラブが地域の身近なシニア活動の場として存続できるよう、引き続き助成や支援を行う。	54 ~ 55
I-1-(2)	地域活動の促進		高齢者の市民活動等への参加促進	子ども育成課	多世代交流を推進するとともに地域ぐるみでの子どもを育てる体制を整えている。	-	15小学校区	15小学校区	16小学校区	さんだ放課後子ども教室事業として、地域の実行委員会が16小学校区で年間1,377日間開催し、25,813人が参加した。コロナによる制限が緩和されたものの、感染症の流行による学級閉鎖など引き続き、懸念事項が発生する中、各教室が創意工夫をしながら教室運営を行い、開催日数増や参加者増につながった。	4	地域の需要に即した教室開催を通して、開催日数、参加者数の増につながったため。	継続	学校との連携を図り、地域負担減と利用者ニーズに応えるための仕組みづくりをめざし、子どもたち及び保護者を取り巻く環境の変化に沿った教室運営の在り方を検討する。	54 ~ 55
I-1-(2)	地域活動の促進	2	高齢者の市民活動等への参加促進	高齢者支援課	市民活動等の情報を提供するとともに、市民活動等への参加のきっかけづくりの取り組みを行っている。	-	-	-	-	いきがい応援プラザの窓口において高齢者の多様なニーズに対応した情報提供を行うとともに、高齢者がいきがいを感ずながら生涯現役で活動できるよう情報紙（ほっとHOT通信）やHPを活用して情報提供を行った。	3	相談者には適切に対応できたため。	継続	引き続き多様なニーズに応じた情報提供に努めるとともに、課内の他事業との連携によって地域活動につながる取り組みを模索する。	54 ~ 55

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価					第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ			
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向		
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度							
I-1-(2)	地域活動の促進	高齢者の市民活動等への参加促進	地域福祉課	ふれあい活動推進協議会活動、ボランティア活動への高齢者の参加が促進されている。	-	-	-	-	友愛訪問、小地域のつどい、サロン、生活支援活動、ウォーキング等、さまざまなふれあい活動を通じて高齢者の参加促進を図るとともに、高齢者が活動者となるよう人材育成を推進している。しかし、定年延長や地域コミュニティの希薄化により地区におけるボランティア活動を支える担い手が不足しており、一部の担い手に負担が集中していることが課題である。	3	地域活動者の担い手不足のため	継続	住民同士で支え合う地域づくりに向けて、地域住民一人ひとりが役割を持てるような活動が必要である。現在、ボランティア活動を支える担い手不足が課題となっているが、支援を受けている高齢者が活動者として誰かを支える立場となれるよう地域活動への参加を促進していく。	54 ~ 55
I-1-(2)	地域活動の促進	3 学校支援ボランティア事業の推進	子ども育成課	高齢者を含む地域の市民が子どもの教育のためボランティアを行い、学校の活動を支援している。	-	ボランティア登録者数443人	ボランティア登録者数438人	ボランティア登録者数466人	学校支援ボランティアとして登録している、466人のボランティアが自ら培った技能等を活かし、学校での学習支援・環境整備のボランティアを実施した。年間活動実施日数4,984日、年間ボランティア数30,277人。（延べ人数）	5	市民の意欲が高く、活動実施日数と年間ボランティア数が増加したため。	継続	学校支援ボランティアの活動を地域や学校に周知し、未来を担う子どもの成長を地域と学校が連携・協働して、地域全体で支えていく活動を推進する。	54 ~ 55
I-1-(2)	地域活動の促進	4 多世代交流の推進	子ども政策課 多世代交流館	多世代交流館の「シニア・ユースひろば」等において、若い世代、シニア世代などが気軽に集い、ふれあえる交流拠点の運営、イベントを展開している。	-	1,090人	シニア・ユースひろば事業参加者1,298人	シニア・ユースひろば事業参加者3,854人	卓球無料デイ2,603人、ボランティア企画事業82人、健康プログラム56人、カフェ163人、その他事業950人。事業参加者も大幅に増え、コロナ禍で中止していたカフェを再開できた。	4	施設の利用制限はなくなり、徐々に通常に戻りつつある。	継続	高齢者を含む多様な人たちに社会参加のための居場所を提供するとともに、ボランティアとの協働により、シニア世代を含む多様な人たちがともに参加できるプログラムを充実させる。	54 ~ 55
I-1-(3)	就業の促進	1 シルバー人材センターへの加入・就業の促進	高齢者支援課	公益社団法人シルバー人材センターにおいて、概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人を対象として、高齢者の就業機会の拡大と活力ある地域づくりのため、臨時的・短期的な仕事を提供している。	会員就業率80.0%	会員就業率76.6%	会員就業率78.4%	会員就業率76.8%	令和5年度において、デジタル環境利用促進事業におけるスマートフォンの操作に関する講習会について、会員のデジタル機器の習熟及びネットリテラシー等の向上を図るため、講習における助言及びノウハウや資料提供を行い、センターによる実施を実現させ、補助金を交付した。	3	令和5年度において、デジタル環境利用促進事業について補助を行った。	継続	会員の増加に向けて、センターと連携し引き続き広報活動を行っていく。また、インボイス制度への対応など随時センターと情報共有を行い、国の動きに瞬時に対応できる体制を整える。	55 ~ 56
I-1-(3)	就業の促進	2 シニアへの就業支援	高齢者支援課	「いきがい応援プラザ～HOT～」において、意識改革や求職中に役立つセミナーを実施するなど就業を希望するシニアに対して、情報提供等を行っている。	-	就労相談者対応数延べ44人 ※事業の見直しによる	就労相談者対応数延べ79人 ※事業の見直しによる	就労相談者対応数延べ16人 ※事業の見直しによる	専門的就労相談重視からやりがいなど複合的なことを気軽に相談できる数居の低い相談への見直しを行った。見直しに伴い、直接的支援からハローワーク三田やシルバー人材センター等の関係機関と連携し、橋渡しの役割強化を行うとともに、就職に関する相談や情報提供を行った。	3	相談に来られた方には丁寧に対応できた			55 ~ 56
I-1-(3)	就業の促進	2 高齢者への就業支援	高齢者支援課	「いきがい応援プラザ～HOT～」において、意識改革や求職中に役立つセミナーを実施するなど就業を希望するシニアに対して、情報提供等を行っている。	第9期計画より施策の名称変更							継続	「いきがい応援プラザ～HOT～」では、意識改革や求職中に役立つセミナーを実施することで高齢者の社会参加を後押しするとともに、利用者の状況を聞き取り、ハローワーク三田等へつなぐなど引き続き関係機関との連携を行っていく。	第9期計画 85 ~ 86

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった



施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度					今後の方向性			
I-2-(1)	健康づくり意識の向上	1	「健康さんだ21計画」の中間評価と新たな事業の推進	健康増進課	第2次健康さんだ21計画（平成26年度～令和4年度）を策定している。平成30年度に行った中間評価を踏まえ、各種事業を見直し、新たに展開している。	-	-	-	-	3	第2次計画の目標値は国と同様に生活習慣の指標を中心に悪化がみられるものの、第3次計画では国計画等を踏まえ、ライフコースアプローチ等新たな視点を取り入れて策定した。	今後の展開方向	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。	56 ~ 57	
I-2-(1)	健康づくり意識の向上	1	健康相談・健康教育等の実施	健康増進課	健康相談、健康教育、啓発イベント等の健康づくり事業により、健康意識の向上と、正しい知識の普及啓発を図っている。	第9期計画より具体的施策へ変更						継続	各種健康教育・健康相談をはじめ、市民健康アプリサービス等デジタル技術を活用して市民の健康づくりを促すとともに、LINE等による情報発信や様々なデータを利活用した取組を推進していく。	第9期計画 87	
I-2-(1)	健康づくり意識の向上	2	健康意識の向上	健康増進課	各種健診や、健康相談、健康教育、啓発イベント等の健康づくり事業により、健康意識の向上と、正しい知識の普及を図っている。	70歳代で健康づくりに取り組んでいる人の割合 80.0%	-	70歳代で健康づくりに取り組んでいる人の割合 82.9%	70歳代で健康づくりに取り組んでいる人の割合 81.2%	4	令和5年12月13日より市民健康アプリサービスの提供を開始し、デジタル技術を活用し、市民一人ひとりが楽しみながら健康づくりに取り組む気運の醸成に努めた。また、イベントや各種健診・健康相談・健康教育が実施できた。 いい歯の日フェア：355人(実人数) こころの健康づくり講演会(オンライン+サテライト)：52人	計画目標値は達成しているが、壮年・若年層において数値は悪化している。	今後の展開方向	具体的施策に変更 第9期計画で継続	56 ~ 57
I-2-(1)	健康づくり意識の向上	2	食育推進事業の推進	健康増進課	食育講座や健康料理教室等により、規則正しい生活やバランスのよい食事を推進している。	第9期計画より具体的施策へ変更						継続	第2次三田市食育推進計画に基づき、食育講座や健康料理教室をはじめ、イベントや研修会等あらゆる機会を通じて規則正しい生活やバランスのよい食事の推進を図る。	第9期計画 87	
I-2-(1)	健康づくり意識の向上	3	健康づくりに関係する団体との連携強化	健康増進課	健康推進員等の地域の健康づくりを担う人材の育成と活動の支援を実施している。	-	健康推進員活動実施延人数(全年齢対象) 13,394人	健康推進員活動実施延人数(全年齢対象) 17,892人	健康推進員活動実施延人数(全年齢対象) 9,715人	3	年度当初に委嘱状交付式を行い、併せて健康推進員活動について説明を行う。各地区においては、感染症対策を講じながら健康づくり事業を実施し地域の健康づくりに尽力いただいた。令和5年度の実施延人数が大幅に減少しているのは、担い手不足等が地域活動へ影響したことによるもの。	地域での担い手不足、役割の重複等、様々な課題があり、制度について今後見直す必要があるため。	継続	健康推進員を取り巻く様々な課題をふまえ、制度のあり方を検討していく。	56 ~ 57
I-2-(2)	生活習慣病の予防	1	健康診査（特定健診）の充実	健康増進課・国保医療課	糖尿病等の生活習慣病を早期発見するため、特定健康診査を実施している。また、令和元年度より受診者の利便性向上をめざし、集団健診における時間帯予約制を導入した。	特定健診受診率 60.0%	特定健診受診率31.1%【法定報告値】	特定健診受診率32.9%【法定報告値】	特定健診受診率34.1%【速報値】	4	糖尿病等の生活習慣病を早期発見するため、特定健診を実施している。特定健診未受診者に対し、データを用いた効果的な勧奨通知を送付した。令和3年10月より集団健診WEB予約システムを導入することでより受診しやすい環境整備を行った。また、令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底のため出張会場での健診を中止していたが、令和4年度より再開し、特に受診率の低い地区での受診率向上を目指した。	より受診しやすい環境づくり、また課題に対応した健診内容の充実に向け、目標値に至っていないが受診率は向上しているため。	継続	引き続き、WEB予約システムの安定稼働による受診しやすい環境整備と、データを用いた効果的な受診勧奨などにより受診を促進し、市民の主体的な健康管理の実践を推進する。	57 ~ 58

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性			
I-2-(2)	生活習慣病の予防	2	特定保健指導の充実	健康増進課・国保医療課	特定健診の結果、対象者を選定し、生活習慣改善のための特定保健指導を実施している。	-	動機付支援利用者126人 積極的支援利用者16人 【法定報告値】	動機付支援利用者117人 積極的支援利用者12人 【法定報告値】	動機付支援利用者82人 積極的支援利用者13人 【見込み】 ※初回面談終了者を計上	特定健康診査の結果より生活習慣を改善する必要がある者に対し、特定保健指導を実施することによって、生活習慣病の予防につなげている。 平成30年度より、集団健診会場にて、健診受診当日の計測値等の状況から、特定保健指導の対象と見込まれる受診者に対して面接を行い、行動計画を暫定的に作成し、特定保健指導を実施している。 令和5年度は特定保健指導未利用者を対象としたイベント型特定保健指導（健康機器測定会）も実施し、利用率向上を目指した。	3	出張会場の一部での実施などより利用しやすい環境づくり、電話での利用勧奨、イベントの実施など、利用率向上に努めたが、目標値に至っていないため。	継続	引き続き対象者への特定保健指導を利用しやすい環境づくりや利用勧奨の強化、特定保健指導実施機関との連携を図る。また国の動向もふまえた成果を重視した保健指導や、イベント型特定保健指導、ICT等の新たな手法を用いた保健指導の検討を進める。	57 ~ 58
I-2-(2)	生活習慣病の予防	3	糖尿病等重症化予防事業の実施	健康増進課	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者、高血圧・脂質異常症で治療が必要な未受診者等に対して、受診勧奨及び保健指導を行っている。	第9期計画からの新規施策						新規	糖尿病の重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者、高血圧・脂質異常症で治療が必要な未受診者に対して、受診勧奨及び保健指導に取り組んでいく。	88	
I-2-(2)	生活習慣病の予防	3	がん検診等の充実	健康増進課	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がんの検診及び肝炎ウイルス検診を行うほか、検診受診環境整備に取り組んでいる。	-	肺がん3,152人 胃がん1,582人 大腸がん3,257人 子宮頸がん4,215人 乳がん(マンモ)2,370人 前立腺1,865人 肝炎ウイルス330人 骨粗しょう症1,148人	肺がん3,585人 胃がん1,733人 大腸がん3,635人 子宮頸がん4,135人 乳がん(マンモ)2,343人 前立腺がん1,865人 肝炎ウイルス942人 骨粗しょう症1,401人	肺がん3,548人 胃がん1,666人 大腸がん3,629人 子宮頸がん4,203人 乳がん(マンモ)2,547人 前立腺がん1,293人 肝炎ウイルス308人 骨粗しょう症1,392人	受診者の利便性の向上のためWEB予約システムを令和3年10月から集団健診に、4年度に女性がんの集団検診に導入した。 また、令和5年度は、集団健（検）診の予約者数が多く予約枠が不足したため、年度途中に健（検）診実施日を追加し、市民ニーズに応えた。 健（検）診日追加の効果については、女性がん検診および集団健診の特定健診と後期基本健診の受診者が増加し、一定の効果があつた。一方、その他のがん検診等については受診者の増加はあまりみられず、今後も引き続き、市民の検診受診の利便性の向上を図るなど、受診環境の整備に取り組んでいく。	3	より受診しやすい環境整備に努めることができたが、受診率増加にはつながらっていない。	継続	今後も引き続き、市民の検診受診の利便性の向上を図るなど、受診環境の整備に取り組んでいく。	57 ~ 58
I-2-(2)	生活習慣病の予防	4	歯科口腔健診の充実	健康増進課	5歳刻みの節目年齢を対象に健診を行っている。また、歯科医師会等とも連携し、8020運動（80歳で20以上の歯を保つ）等に取り組んでいる。	歯科口腔健診の受診率8.0%	歯科口腔健診の受診率7.5%	歯科口腔健診の受診率6.6%	歯科口腔健診の受診率5.3%	令和3年度より受診案内はがきを対象者の誕生日から年度当初発送に切替え、年度途中で再勧奨を実施するなど実施方法の変更を試み、一時的に受診率が増加したものの、令和4年度以降は受診率が減少しており、依然として受診率は低い。一方で、令和4年12月に実施した健康に関する市民アンケート調査によると、過去1年間に65.6%の市民が歯科健診を受診しており、本事業の利用率は低いものの、定期的に歯科健診を受診している市民は多いと考えられる。	3	受診率は減少傾向。今後も歯科医師会と連携した啓発や受診率向上に向けた取り組みが必要である。	継続	引き続き歯科口腔健診の受診機会を提供するとともに、歯と口の健康の重要性について、三田市歯科医師会と連携して周知啓発に取り組む。	57 ~ 58
I-2-(2)	生活習慣病の予防	5	健康の自己管理	健康増進課	健診結果の経年的な記録を行い自主的な健康管理に活用してもらうため、厚生労働省ホームページからのダウンロード可能な健康手帳を用いて、啓発を行っている。	-	-	-	-	健康手帳について、国の方針にあわせ冊子としての配布は行っていないが、希望者への配布や健康の自己管理についての啓発を行っている。	3	市ホームページや健康教育の機会に健診結果等の自己管理の大切さについて啓発を行ったが、特に健康意識の高い市民への啓発が主となっていたため。		第8期で終了	57 ~ 58

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度								
I-2-(2)	生活習慣病の予防	6	生活習慣病予防について学び・実践する機会の充実	健康増進課	生活改善の必要性に気づき、実行、継続できるよう、集団健康養育を実施している。	-	【集団健康教育】 31回 874人	【集団健康教育】 50回 1,910人	【集団健康教育】 49回 1,981人	各種集団健康教育を実施し、健康に関する正しい知識の啓発や、生活習慣改善の実行、継続ができるよう支援している。	4	生活習慣改善の支援を必要とする市民に対して、昨年よりも多くの方に適切な事業実施ができた	継続	市民ニーズや健康課題に応じた集団健康教育を検討・実施し、生活習慣改善が必要な市民に対して支援を行う。	57 ~ 58
I-2-(2)	生活習慣病の予防	7	健康相談の充実	健康増進課	市民が健康について気軽に相談できるよう「健康づくり相談会」を実施している。	-	健康づくり相談会 40人	健康づくり相談会 45人	健康づくり相談会 41人	保健師、栄養士による予約制の個別相談を年10回実施。生活習慣を把握し、適正な生活習慣を身に付けるために生活改善等の支援を行った。個別相談を実施後のフォロー体制が整っておらず、今後整理が必要である。これまで生活習慣病予防が主な目的となっていたが、すでに医療にかかっている方への支援、高齢者（65歳以上）の相談者が多く医療との連携も必要である。	3	参加者自身の生活習慣の課題を支援できている場になっていると思われるが、個別相談実施後のフォロー体制が不十分	拡充	令和6年度は、保健師、栄養士に加えて歯科衛生士による相談を試行予定。引き続き健康相談を実施し、生活習慣改善の必要がある市民に対して、生活習慣病の予防及び重症化予防に努めるとともに、実施後のフォロー基準を検討する必要がある。	57 ~ 58
I-2-(3)	医療の充実	1	かかりつけ医を持つことの普及啓発	健康増進課	「保健センターだより」や啓発チラシの全戸配布により、普及啓発に取り組んでいる。	かかりつけ医を持つ世帯の割合 67.0%	-	かかりつけ医を持つ人の割合 66.7%	かかりつけ医を持つ人の割合 69.5%	「健康だより（旧保健センターだより）」転入者チラシやホームページ、各種健康教育・相談においてかかりつけ医や歯科医、薬局をもつメリットと大切さを啓発。	4	目標値を達成している。	継続	引き続きかかりつけ医を持つことの普及啓発を随時実施していく。	58 ~ 59
I-2-(3)	医療の充実	2	地域医療体制の整備	地域医療推進課	阪神北地域医療構想調整会議（阪神北圏域健康福祉推進協議会）での協議を通じ、医療連携体制の構築に取り組んでいる。	-	-	-	-	阪神北地域医療構想調整会議に参加し、圏域における医療体制について協議した。また、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合及び令和5年度に策定した「三田市民病院経営強化プラン」について協議・報告を行った。	4	圏域における医療提供体制の協議に参加するだけでなく、本市の取組に係る協議・報告を行ったため。	拡充	阪神北地域医療構想調整会議（阪神北圏域健康福祉推進協議会）を通じて、三田・北神地域の急性期医療をはじめとする地域医療提供体制について検討・協議する。	58 ~ 59
I-2-(3)	医療の充実	3	救急医療体制の整備	健康増進課	三田市休日応急診療センターの安定的な運営や休日歯科診療の体制維持、さんだ健康医療相談ダイヤル、神戸市第二次救急病院協議会医療情報システム等の活用により体制整備に取り組んでいる。	-	-	-	健康医療相談ダイヤル全相談件数 5,867件 (内、60歳以上1,325件22.6%)	R4休日応急診療センター受診者5,491人（内、65歳以上7.8%） R5休日応急診療センター受診者7,591人（内、65歳以上6.7%） 休日応急診療センターの安定的な実施及び24時間の健康医療相談ダイヤルにより、救急医療体制の整備を行っている。	4	医療資源の乏しい本市においても住み慣れた環境で安心して暮らすための救急医療体制の維持に努めている。	継続	地域医療全体の枠組みの中で、二次医療機関、かかりつけ医等を含め十分な課題共有を行い、神戸市等近隣市町との連携調整の上で、今後の救急医療体制について検討することが必要。	58 ~ 59
I-3-(1)	介護予防の普及・啓発・情報発信	1	高齢者つどいの広場事業の実施	高齢者支援課	「いろんな人と話をしたい、人と楽しく過ごしたい、仲間をつくりたい」という人が、気軽に参加し、楽しみながら交流できる新しい自主活動の機会・場の提供を行っている。	-	開催回数 8回 延べ利用人数 26人	開催回数 48回 延べ利用人数 314人	開催回数 36回 延べ利用人数 362人	令和2年度から、「高齢者つどいの広場」事業として、内容を見直した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりカラオケの実施を見合わせていたが、令和4年11月から感染予防策を講じながら実施している。	3	従来通り実施	継続	「高齢者つどいの広場」事業として、参加者が『一人ひとりの力の発揮』、『お互いに力を合わせる』ことを取り入れ、協力しながら実施するレクリエーション、交流の場となるよう実施する。	59
【自己評価基準】	5:十分な成果があり、計画目標達成時に達成感を感じた	4:成果が全くなかった、または、取り組みが不十分だった	3:成果はどちらともいえない	2:成果はどちらともいえない	1:成果が全くなかった、または、取り組みが不十分だった	老人クラブ健康教室 小地域つどい 参加人数 3,000人	老人クラブ健康教室 小地域つどい 参加人数 2,078人	老人クラブ健康教室 小地域つどい 参加人数 3,794人	老人クラブ健康教室 小地域つどい 参加人数 3,791人	小地域のつどいや老人クラブにおいて、介護予防に関する講演や運動教室を取り組む機会を増やした状況が改善した。小地域つどいや老人クラブにおいて、介護予防に関する講演や運動教室を取り組む機会を増やした状況が改善した。小地域つどいや老人クラブにおいて、介護予防に関する講演や運動教室を取り組む機会を増やした状況が改善した。	3	従来通り実施	継続	地域の身近な通いの場に栄養士や歯科衛生士、運動指導員やリハビリ専門職等多様な専門職を派遣し、介護予防や健康づくりの機会を増やす運動教室を実施する機会を増やし、介護予防に関する知識や実践方法の普及啓発を促進する。	59

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価					第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ				
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向			
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度						今後の方向性		
I-3-(1)	介護予防の普及・啓発・情報発信	3	訪問型介護予防事業の実施	高齢者支援課	栄養改善等が必要な高齢者に対して栄養士等による訪問指導を実施している。	-	栄養改善訪問指導回数 2回	栄養改善訪問指導回数 1回	栄養改善訪問指導回数 1回	栄養改善等が必要な高齢者に対して栄養士等による訪問指導を実施しているが、個別の訪問指導のニーズは少ない。	3	従来通り実施		59	
I-3-(1)	介護予防の普及・啓発・情報発信		栄養士訪問指導事業の実施	高齢者支援課	栄養改善等が必要な高齢者に対して栄養士による訪問指導を実施している。	第9期計画より施策の名称変更				継続	栄養改善の個別訪問ニーズは少ないため、通いの場への専門職の派遣により普及啓発を充実していく	90			
I-3-(1)	介護予防の普及・啓発・情報発信	4	地域リハビリテーション活動支援事業の実施	高齢者支援課	いきいき百歳体操や介護予防に関する講習会にリハビリ専門職を派遣し、参加者に対し、体操や日常生活動作への助言を行っている。	-	講師派遣1回	講師派遣8回	講師派遣15回	「いきいき百歳体操」を自主的に取り組む地域の団体等に対して、リハビリ専門職が指導助言を行うことにより、より効果的な実施につなげている。	3	従来通り実施	継続	リハビリ専門職派遣により、いきいき百歳体操主催団体等に対して普及啓発を行っていく。	59
I-3-(2)	地域介護予防活動の支援	1	介護予防に資するボランティアの育成	高齢者支援課	介護予防活動を支える人材を育成するため、いきいき百歳体操サポーター（活動グループの立ち上げや活動を支援）を養成している。	-	介護予防サポーター養成者数 108人 (体験会参加者含む)	介護予防サポーター養成者数 264人 (体験会参加者含む)	介護予防サポーター養成者数 425人 (体験会参加者含む)	介護予防を支える人材を育成するため、「いきいき百歳体操」サポーターの養成講座の開催（体験会含む）に取り組むとともに、「いきいき百歳体操」の活動を啓発するチラシを制作して情報提供を行った。	3	新型コロナウイルス感染小拡大の影響により実施できない地域もある。	拡充	いきいき百歳体操サポーター養成講座を開催し、各地域で介護予防活動を支える人材を育成することで、地域に偏りのない「通いの場」づくりを進める。	60
I-3-(2)	地域介護予防活動の支援	2	いきいき百歳体操の普及促進	高齢者支援課	地域包括支援センター、高齢者支援センターと連携し、いきいき百歳体操の実施グループを支援している。	週1回以上の通いの場に参加する人の割合 8.0%	週1回以上の通いの場に参加する人の割合 2.7%	週1回以上の通いの場に参加する人の割合 3.6%	-	地域包括・高齢者支援センターが中心となり、いきいき百歳体操の実施グループを支援している。	3	従来通り実施	継続	地域包括支援センターにおいて、いきいき百歳体操の普及啓発を強化し、地域住民が主体となる介護予防活動の立ち上げにつなげるとともに、活動の継続支援に努める。	60
I-3-(3)	高齢期の健康づくりの推進	1	後期高齢者基本健診の充実	健康増進課	生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、後期高齢者基本健診を実施している。「後期高齢者の質問票」を活用し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し受診勧奨や保健指導等につなげている。	「後期高齢者の質問票」により健康状態を把握した高齢者の割合 30.0%	高齢者の質問票により健康状態を把握した高齢者の割合 17.9% (後期高齢者の内、保健事業として高齢者の質問票を活用した者)	高齢者の質問票により健康状態を把握した高齢者の割合 17.10% (後期高齢者の内、保健事業として高齢者の質問票を活用した者)	高齢者の質問票により健康状態を把握した高齢者の割合 19%【速報値】 (後期高齢者の内、保健事業として高齢者の質問票を活用した者)	高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、受診勧奨や保健指導等につなげるため、「後期高齢者の質問票」を活用して後期高齢者基本健診を実施している。集団健診では質問票に基づき、個別のフレイル相談をR4年は26回、958人、R5年は35回、1,441人に実施した。フレイルの普及啓発とフレイルを意識した生活を促した。	3	集団健診で後期高齢者を対象に個別のフレイル相談を実施できたため。		60 ~ 61	

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組みがなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ			
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向		
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性	
I-3-(3)	高齢期の健康づくりの推進	後期高齢者基本健診の実施	健康増進課	生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、後期高齢者基本健診を実施している。「後期高齢者の質問票」を活用し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し受診勧奨や保健指導等につなげている。	第9期計画より施策の名称変更				継続	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。	91 ~ 92		
I-3-(3)	高齢期の健康づくりの推進	歯科保健対策の充実	健康増進課	歯科口腔健診（75歳・80歳）を実施するとともに、歯や口の動きの衰えであるオーラルフレイルの予防に向けた取り組みを進めている。	-	・後期高齢者の内、口腔機能低下疑いの者の割合7.9% （後期基本健診受診者2247人の内質問票④かつ⑤該当者） ・お口の筋力アップ教室参加者6名	・後期高齢者の内、口腔機能低下疑いの者の割合7.3% （後期基本健診受診者2645人の内質問票④かつ⑤該当者） ・お口の元気アップ教室参加者24名	・後期高齢者の内、口腔機能低下疑いの者の割合7.1% 【速報値】 （後期基本健診受診者2,771人の内質問票④かつ⑤該当者） ・お口の元気アップ教室参加者35名	令和5年度より本格開始した「高齢者保健事業と介護予防の一体的実施」において、オーラルフレイル予防の教室や、口腔機能の低下が疑われる人に対する専門職によるハイリスクアプローチを実施できたため。	3	令和5年度より本格開始した「高齢者保健事業と介護予防の一体的実施」において、オーラルフレイル予防の教室や、口腔機能の低下が疑われる人に対する専門職によるハイリスクアプローチを実施できたため。	60 ~ 61	
I-3-(3)	高齢期の健康づくりの推進	歯科保健対策の推進	健康増進課	歯科口腔健診（75歳・80歳）を実施すると共に、歯や口の動きの衰えであるオーラルフレイルの予防に向けた取り組みを進めている。高齢者の口腔や低栄養に対する意識を高めるため、口腔機能低下予防について啓発を行う機会を増やしている。	第9期計画より取り組み内容の変更				継続	地域の現状の分析および課題抽出をもとに事業を企画し、歯科保健専門職を中心とした関係者が連携してオーラルフレイルの普及啓発と口腔衛生の向上、口腔機能低下防止の取り組みをすすめる。	91 ~ 92		
I-3-(3)	高齢期の健康づくりの推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	健康増進課	健診・医療・介護等のデータを活用して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する体制を整備している。	-	健診・医療・介護等のデータを活用して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する体制を整備し、10月から広域連合から事業を受託	健診・医療・介護等のデータを活用して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する体制を整備し、10月から広域連合から事業を受託	令和4年10月から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を広域連合から受託。令和5年度は歯科衛生士を新たに配置し、ハイリスクアプローチとして低栄養状態にあるもの8人・糖尿病14人・高血圧24人・腎臓14人の保健指導を実施するとともに、健康状態不明者22人の健康状態を把握した。ポピュレーションアプローチは集団健診実施時に栄養面に着目したフレイル相談を35回、1,441人に実施。また、オーラルフレイル予防を目的とした「お口の元気アップ教室」を6回、35人に実施した。	4	体制を整備し令和4年10月から事業を開始。令和5年には新たに専門職を配置し事業も拡大した。	4	体制を整備し令和4年10月から事業を開始。令和5年には新たに専門職を配置し事業も拡大した。	60 ~ 61


【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価					第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ				
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向			
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度								
I-3-(3)	高齢期の健康づくりの推進	3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	健康増進課	健診・医療・介護等のデータを活用して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する体制を整備している。ハイリスクアプローチとして低栄養状態、口腔機能低下の状態にある高齢者への保健指導や、健康状態が不明な高齢者等の健康状態の把握、またポピュレーションアプローチとしてフレイルに着目した健康相談等を関係機関と連携して実施している。	第9期計画より取り組み内容の変更				継続	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。	91 ~ 92			
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	1	地域包括支援センター・高齢者支援センターの運営	高齢者支援課	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援している。年度毎に市の運営方針に基づいた事業計画により事業を実施し、結果について評価・点検を行っている。	地域包括・高齢者支援センター認知度 69.0%	-	地域包括・高齢者支援センター認知度 58.8%	-	地域包括支援センター・高齢者支援センターを設置するとともに、令和4年度に2か所の高齢者支援センターを地域包括支援センターへと機能強化のための準備を行った。また、地域の身近な相談窓口として、総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的マネジメント業務等、市の運営方針に基づいた事業計画により事業を実施し、その結果について評価・点検を行っている。	4	地域包括支援センター・高齢者支援センターの運営について、高齢者・介護審議会において協議し、適正な運営に努めている。	拡充	地域包括支援センターにおいては地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに、結果について評価・点検を行うことで適正な運営に努める。	62 ~ 63
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	2	介護予防支援事業・介護予防マネジメントの実施	高齢者支援課	利用者の希望や状態に応じて作成した介護予防ケアプラン(利用者の自立に向けた目標志向型プラン)に基づき、各種介護予防サービスを調整している。当該業務は一部居宅介護支援事業所に業務委託している。	-	給付管理件数 11,039件	給付管理件数 12,408件	給付管理件数 12,824件	利用者の希望や状態に応じて作成したケアプランに基づき、各種介護予防サービスを調整している。	3	従来通り実施	継続	利用者の希望や状態に応じて作成したケアプランに基づき、各種介護予防サービスを調整する。	62 ~ 63

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度					今後の方向性			
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	3	総合相談業務の実施	高齢者支援課	地域の関係者とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行っている。高齢障害者への支援では必要に応じ、相談支援専門員と連携を図る。	-	延べ相談件数 6,492件	延べ相談件数 8,253件	延べ相談件数 11,779件	令和4年度には2か所あった高齢者支援センターを令和5年度4月から地域包括支援センターへ変更した。これにより市内6箇所すべてが地域包括支援センターとなり、総合相談・介護予防ケアマネジメントなどの支援体制を強化し、総合相談の充実を図った。	4	要援護高齢者調査により把握した。独居高齢者、高齢者世帯、支援の必要な高齢者の状況確認を行い、必要な支援・関係機関につなげた。	継続	地域の身近な相談窓口として、総合相談業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の充実を図る。	62 ~ 63
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	4	権利擁護業務の実施	高齢者支援課	各関係機関や専門機関と連携し、高齢者虐待について、予防啓発活動・早期発見のネットワークづくり・支援者研修会の開催・個別ケース会議による対応策や養護者支援・緊急分離体制整備等の取り組み、また、成年後見制度の活用や消費者被害防止への支援を行っている。	-	-	-	-	各関係機関や専門機関と連携し、高齢者虐待について、予防啓発活動・早期発見のネットワークづくり・支援者研修会の開催・個別ケース会議による対応策や養護者支援の取り組みを行っている。また、成年後見制度の活用や消費者被害防止への支援を行っている。権利擁護にかかる相談件数562件。	3	従来通り実施	継続	各関係機関や専門機関と連携し、高齢者虐待について、予防啓発活動・早期発見のネットワークづくり・支援者研修会の開催・個別ケース会議による対応策や養護者支援の取り組みを行う。また、成年後見制度の活用や消費者被害防止への支援を行っている。	62 ~ 63
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	5	包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施	高齢者支援課	一般高齢者から要支援・要介護認定者の各々のレベルに応じた各種サービスを提供するとともに、個々のケアマネジャー等に対する個別相談、助言・サポートを行っている。また、市内関係者・関係機関との連携・協力体制づくりを行っている。	-	-	-	-	一般高齢者から要支援・要介護認定者の各々のレベルに応じた各種サービスを提供するとともに、個々のケアマネジャー等に対する個別相談、助言・サポートを行っている。また、市内関係者・関係機関との連携・協力体制づくりを行っている。	3	従来通り実施	継続	一般高齢者から要支援・要介護認定者の各々のレベルに応じた各種サービスを提供するとともに、個々のケアマネジャー等に対する個別相談、助言・サポートを行う。また、市内関係者・関係機関との連携・協力体制づくりを行う。	62 ~ 63
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	6	基幹型地域包括支援センターの設置	高齢者支援課	高齢者支援の対応向上のため、各地域包括支援センター・高齢者支援センターの後方支援機関として設置している。認知症の総合的な支援、センター間の連絡調整等情報や課題の統合支援、関係機関とのネットワークの構築を行っている。	-	-	-	-	高齢者支援の対応向上のため、各地域包括支援センターの後方支援機関として設置している。認知症の総合的な支援、センター間の連絡調整等情報や課題の統合支援、関係機関とのネットワークの構築を行っている。	3	従来通り実施	継続	引き続き各地域包括支援センターの後方支援機関として、認知症の総合的な支援、センター間の連絡調整等情報や課題の統合支援、関係機関とのネットワークの構築を行う。	62 ~ 63
II-1-(1)	地域包括ケア推進拠点の機能強化	7	高齢者・介護審議会の運営	高齢者支援課	高齢者・介護審議会にて地域包括支援センター運営について協議し、地域包括支援センター及び高齢者支援センターの適正な運営に努めている。	-	-	-	-	高齢者・介護審議会にて地域包括支援センター運営について協議し、地域包括支援センターの適正な運営に努めている。	3	従来通り実施	継続	高齢者・介護審議会にて地域包括支援センター運営について協議し、地域包括支援センターの適正な運営に努める。	62 ~ 63

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価		自己評価を左記とした理由を記入してください。	今後の展開方向			
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度								
II-1-(2)	地域全体で支える体制の整備	1	見守りネットワークの構築	高齢者支援課	地域包括支援センター・高齢者支援センターを拠点に関係者や関係機関等との連携体制づくりを進めるとともに、地域住民等による多様な地域福祉活動との協議に努めている。	-	-	-	-	地域包括支援センターを拠点に関係者や関係機関等との連携体制づくりを進めるとともに、地域住民等による多様な地域福祉活動との協議に努めている。	3	従来通り実施	継続	地域の見守り体制構築に繋がるよう地域の関係者や関係機関、協力事業者等との情報共有・連携に努める。	63 ~ 64
II-1-(2)	地域全体で支える体制の整備	2	地域ケア会議の実施	高齢者支援課	各圏域の地域包括支援センター・高齢者支援センターにおいて、高齢者が抱える個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成のための地域ケア会議を行っている。高齢者のQOL向上をめざす個別ケア会議に加え、困難・特別事例を取り扱う個別ケア会議等重層的に設置している。	地域ケア会議等開催数 (カンファレンス含) 250件	地域ケア会議等開催数 (カンファレンス含) 104件	地域ケア会議等開催数 (カンファレンス含) 133件	地域ケア会議等開催数 (カンファレンス含) 130件	各圏域の地域包括支援センターにおいて、高齢者が抱える個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成のための地域ケア会議を行っている。また、介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援する自立支援型地域ケア会議も実施した。	3	自立支援型地域ケア会議も実施した。	継続	自立支援型地域ケア会議を継続的に実施し、高齢者を取り巻く地域課題について把握・対応するとともに、生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員や既存の住民団体等と連携し、地域における高齢者の生活支援体制の構築を進める。	63 ~ 64
II-1-(2)	地域全体で支える体制の整備	3	生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員が、地域での支援の取り組み(資源)を把握するとともに、新たな生活支援体制の構築につながるよう取り組んでいる。	-	-	-	-	地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターが、地域での支援の取り組み(資源)を把握するとともに、新たな生活支援体制の構築につながるよう取り組んでいる。	3	従来通り実施		63 ~ 64	
II-1-(2)	地域全体で支える体制の整備		地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターが、地域での支援の取り組み(資源)を把握すると共に、新たな生活支援体制の構築につながるよう取り組んでいる。	第9期計画より施策の名称変更				継続	地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターが、地域での支援の取り組み(資源)を把握するとともに、新たな生活支援体制の構築につながるよう取り組む。	94		第9期計画	
II-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	1	地域の医療・介護の資源の把握	高齢者支援課	医療・介護の社会資源について収集した情報や研修会等の情報を集約し、関係者で共有できる体制整備を行っている。	-	-	-	-	三田市在宅医療介護連携推進会議にて、在宅医療・介護連携体制の構築に向け情報や課題の共有を行うとともに、三田市在宅医療介護連携支援センターのホームページを整備し社会資源情報の集約・共有化を行っている。	3	従来通り実施	継続	三田市在宅医療介護連携推進会議にて、在宅医療・介護連携体制の構築に向け情報や課題の共有を行うとともに、三田市在宅医療介護連携支援センターのホームページにて社会資源情報の集約・共有化を行う。	64 ~ 65
II-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	高齢者支援課	三田市在宅医療介護連携推進会議において、医療・介護の関係団体等の参画により連携上の課題の抽出や取り組みの検討・推進を行っている。	-	-	-	-	三田市在宅医療介護連携推進会議において、医療・介護の関係団体等の参画により連携上の課題の抽出や取り組みの検討・推進を行っている。	3	従来通り実施	継続	三田市在宅医療介護連携推進会議において、医療・介護の関係団体等の参画により連携上の課題の抽出や取り組みの検討・推進を行う。	64 ~ 65



【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性			
Ⅱ-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	3	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	高齢者支援課	医療・介護の関係者で協議し、入退院調整ルールや連絡様式を定め運用し、検証や改善を行っている。	入院時情報提供シートを活用するケアマネジャーの割合 70.0%	-	入院時情報提供シートを活用するケアマネジャーの割合 72.1%	入院時情報提供シートを活用するケアマネジャーの割合 92.6%	医療・介護の関係者で協議し、入退院調整ルールや連絡様式を定め運用し、検証や改善、周知を行っている。	4	従来通り実施	継続	医療・介護の関係者で協議し、入退院調整ルールや連絡様式を定め運用し、活用率を維持するために検証や改善、周知を行う。	64 ~ 65
Ⅱ-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	4	医療・介護関係者の情報共有の支援	高齢者支援課	医療・介護の関係機関が活用する多職種連携情報共有システムの運営を支援している。	-	-	-	-	医療・介護の関係機関が活用する多職種連携情報共有システムの運営を支援し、R5から情報共有部会を立ち上げ、多職種連携における情報共有について検討を行った。	3	従来通り実施	継続	情報共有部会にて、多職種連携における情報共有の促進に取り組む。	64 ~ 65
Ⅱ-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課	三田市在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療・介護関係者の連携に関する相談について助言・援助を行っている。	-	-	-	-	三田市在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療・介護関係者の連携に関する相談について助言・援助を行っている。	3	従来通り実施	継続	三田市在宅医療・介護連携支援センターにて、医療・介護関係者の連携に関する相談について助言・援助を行う。	64 ~ 65
Ⅱ-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	6	医療・介護関係者の研修	高齢者支援課	市内病院連絡会や医療と介護関係者の研修会や交流会を行っている。	-	-	-	-	市内病院連絡会や医療と介護関係者の研修会や交流会を行っている。	3	従来通り実施	継続	市内病院連絡会や医療と介護関係者の研修会や交流会を行う。	64 ~ 65
Ⅱ-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	7	地域住民への普及啓発	高齢者支援課	地域包括支援センターと連携した市民講座の開催や、チラシを作成しかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行っている。	-	-	-	-	地域包括支援センターと連携した市民講座の開催や、チラシを作成しかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行っている。	3	従来通り実施	継続	地域包括支援センターと連携した市民講座の開催や、チラシを作成しかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行う。	64 ~ 65
Ⅱ-1-(3)	在宅医療・介護の連携強化	8	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	高齢者支援課	近隣市町の在宅医療・介護連携支援拠点との積極的な情報交換、連携を行っている。	-	-	-	-	近隣市町の在宅医療・介護連携支援拠点との積極的な情報交換、連携を行っている。R4年度から3市（三田市・神戸市北区・西宮市北部地域）で連携し、専門職向けに合同研修会を実施した（R4年度1回・R5年度2回）。	3	従来通り実施	継続	近隣市町の在宅医療・介護連携支援拠点との積極的な情報交換、連携を行い、3市合同研修会を継続する。	64 ~ 65

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題			今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度	令和5年度の取り組みを中心に、可能な限り具体的な実績数値（実施回数や人数、割合等）を入れて記入してください。⇒必要に応じて「目標と実績」欄の実績値を追加・修正してください。	自己評価			自己評価を左記とした理由を記入してください。			
Ⅱ-2-(1)	介護者への支援	1	介護者の相談体制・情報提供の充実	高齢者支援課	地域包括支援センター・高齢者支援センターが中心となり、介護者本人や関係機関・団体からの相談や情報等によって、支援が必要な介護者を把握し、訪問等による状況把握に基づき、介護に関する助言や情報提供、各種サービスへの連絡・調整を行っている。	-	-	-	-	地域包括支援センターが中心となり、介護者本人や関係機関・団体からの相談や情報等によって、支援が必要な介護者を把握し、訪問等による状況把握に基づき、介護に関する助言や情報提供、各種サービスへの連絡・調整を行っている。	3	従来通り実施	継続	介護に関する相談やサービス利用への支援に加え、介護休業制度や休業中の経済的支援に関する情報提供や相談を充実することで、仕事と介護の両立を支援する。	65 ~ 66
Ⅱ-2-(1)	介護者への支援	2	家族介護者の健康支援・介護負担軽減	高齢者支援課	家族介護者の支援事業として、介護に関する研修会や交流会を実施している。	-	参加者人数 32人	参加者人数 36人	参加者人数 51人	地域包括支援センターが中心となり、介護者本人や関係機関・団体からの相談や情報等によって、支援が必要な介護者を把握し、訪問等による状況把握に基づき、介護に関する助言や情報提供、各種サービスへの連絡・調整を行っている。その他、介護負担やストレスを軽減するための講座開催や介護者交流会を開催している。	3	従来通り実施	継続	家族介護者の介護負担やストレスの軽減のため、介護者の交流会の開催により悩みの共有や情報交換を行うとともに、介護に関する講習会を開催して支援を行う。	65 ~ 66
Ⅱ-2-(1)	介護者への支援	3	家族介護用品支給事業の推進	高齢者支援課	寝たきりや認知症により常時おむつを必要とする要介護4・5の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、年間75,000円を限度に紙おむつ等の家族介護用品を現物支給している。	-	実利用者数 19人	実利用者数 27人	実利用者数 23人	寝たきりや認知症により常時おむつを必要とする要介護4・5の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、年間75,000円を限度に紙おむつ等の家族介護用品を支給している。	3	従来通り実施	継続	介護度の高い高齢者を在宅で介護する介護者に対し、継続して支援を行うため、家族介護用品支給事業を安定的に実施する。	65 ~ 66
Ⅱ-2-(2)	日常生活への支援	1	緊急通報システム機器設置事業の実施	高齢者支援課	日常生活で常時注意が必要な65歳以上の1人暮らし高齢者及び重度身体障害者のみの世帯等に対し、緊急通報機器を設置している。	-	設置台数 32台	設置台数 29台	設置台数 28台	日常生活で常時注意が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者のみの世帯等に対し、緊急通報機器を設置している。	3	従来通り実施	継続	日常生活で常時注意が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者のみの世帯等に対し、緊急通報機器を設置して、安心した在宅生活の継続を支援する。	66 ~ 67
Ⅱ-2-(2)	日常生活への支援	2	生活援助員派遣事業の実施	高齢者支援課	入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう（高齢者住宅等安心確保事業）、生活援助員を派遣し、安否確認や生活相談、必要な助言・支援を行っている。	-	相談件数 934件	相談件数 1,046件	相談件数 1,125件	入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう（高齢者住宅等安心確保事業）に、生活援助員を派遣し、安否確認や生活相談、必要な助言・支援を行っている。	3	従来通り実施	継続	入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう（高齢者住宅等安心確保事業）に、生活援助員を派遣し、安否確認や生活相談、必要な助言・支援を行う。	66 ~ 67
Ⅱ-2-(2)	日常生活への支援	3	住宅改造の支援	高齢者支援課	住み慣れた住宅で継続して生活が送れるよう、住宅改造が必要な方（所得制限あり）に対して、住宅改造費の一部を助成している。	-	利用件数 22件	利用件数 13件	利用件数 23件	住み慣れた住宅で継続して生活が送れるよう、住宅改造が必要な方（所得制限あり）に対して、住宅改造費の一部を助成している。	3	従来通り実施	継続	住み慣れた住宅で継続して生活が送れるよう、住宅改造が必要な方（所得制限あり）に対して、住宅改造費の一部を助成する。	66 ~ 67

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。		
II-2-(2)	日常生活への支援	4	食の自立支援事業の実施	高齢者支援課	身体上または精神上の障害があつて、食事の調理が困難な高齢世帯等に定期的に夕食を提供するとともに安否確認を行っている。また、食生活について可能な限り自立した生活を送れるよう地域包括支援センター・高齢者支援センターが支援している。	利用人数 60人	利用人数 21人	利用人数 27人	利用人数 28人	身体上または精神上の障害があつて、食事の調理が困難な高齢世帯等に定期的に夕食を提供するとともに安否確認を行っている。また、食生活について可能な限り自立した生活を送れるよう地域包括支援センターが支援している。	3	民間サービスが対応できない地域でのサービスを確保している。	継続	身体上または精神上の障害があつて、食事の調理が困難な高齢世帯等に定期的に夕食を提供するとともに安否確認を行う。また、食生活について可能な限り自立した生活を送れるよう地域包括支援センターが支援する。	66 ~ 67
II-2-(2)	日常生活への支援	5	福祉有償運送事業の実施	高齢者支援課	道路運送法に基づき平成29年9月現在、市内で4団体が許可・登録団体として事業を実施している。	-	-	-	-	道路運送法に基づき現在市内で4団体が許可・登録団体として事業を実施している。	3	従来どおり実施		66 ~ 67	
II-2-(2)	日常生活への支援		福祉有償運送事業の実施	高齢者支援課	道路運送法に基づき、市内の団体が許可・登録団体として事業を実施している。	第9期計画より取り組み内容の変更				継続	道路運送法に基づき許可・登録団体による事業を実施する。	98 ~ 99			
II-2-(2)	日常生活への支援	6	生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	市内6圏域に各1名の生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に関する地域資源の情報収集、活動の育成・継続支援を行うとともに、各地域包括支援センター・高齢者支援センターによる個別支援会議や地域の会議・行事等に参加し、ニーズ把握とネットワーク構築を進めている。	-	-	-	-	市内6圏域に各1名の生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に関する地域資源の情報収集、活動の育成・継続支援を行うとともに、各地域包括支援センター・高齢者支援センターによる個別支援会議や地域の会議・行事等に参加し、ニーズ把握とネットワーク構築を進めている。	3	従来どおり実施		66 ~ 67	
II-2-(2)	日常生活への支援		地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	市内6圏域に各1名の地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に関する地域資源の情報収集、活動の育成・継続支援を行うと共に、各地域包括支援センターによる個別支援会議や地域の会議・行事等に参加し、ニーズ把握とネットワーク構築を進めている。	第9期計画より施策の名称変更				継続	生活支援コーディネーターにより、生活支援に関する地域資源の情報収集、活動の育成・継続支援を行うとともに、各地域包括支援センターによる個別支援会議や地域の会議・行事等に参加し、ニーズ把握とネットワーク構築を行う。	98 ~ 99			

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価		自己評価を左記とした理由を記入してください。	今後の展開方向			
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度								
II-2-(3)	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	1	介護予防・生活支援サービスの実施	高齢者支援課	要支援1・2及び基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、サービスA、サービスB）、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、サービスB）を実施している。	-	-	-	-	要支援1・2及び基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、サービスA、サービスB）、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、サービスB）を実施している。	3	従来どおり実施	今後の展開方向	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。	67
II-2-(3)	介護予防・日常生活支援総合事業の充実		介護予防・生活支援サービスの実施	高齢者支援課	要支援1・2及び基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、サービスB）、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、サービスB）を実施している。	第9期計画より取り組み内容の変更				継続	要支援1・2及び基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、サービスB）、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、サービスB）実施し、通所型サービスBについては、提供体制の拡充に取り組む。	99 ~ 100			
II-2-(3)	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	2	通所型サービスB（高齢者ふれあいデイサービス）の実施	高齢者支援課	介護予防・日常生活支援総合事業の通所型Bサービスとして、対象高齢者（要支援認定者、基本チェックリスト該当による総合事業対象者）に対して、比較的小規模な地域の民家等を活用し、地域住民主体のNPO法人が通所事業を行い、高齢者の生きがいの高揚、介護予防を推進している。	-	開催回数 807回 延べ利用 人数 7,050人	開催回数 917回 延べ利用 人数 7,967人	開催回数 958回 延べ利用 人数 8,150人	要支援1・2及び基本チェックリスト該当者を対象に、地域住民主体のNPO法人が通所事業を行い、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいの高揚、介護予防を推進している。	3	従来どおり実施	今後の展開方向		67
II-2-(3)	介護予防・日常生活支援総合事業の充実		訪問型サービスB（生活支援型）の支援	高齢者支援課	地域住民主体のNPO法人等が事業を行う介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスBの担い手を支援し、事業の拡充を推進している。	第9期計画より施策の名称変更				継続	高齢者の効果的な利用に繋がるよう、各地域包括支援センターと連携して取り組むとともに、支援者の研修等を行う。	99 ~ 100			
II-2-(3)	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	3	総合事業によるサービスの普及促進	高齢者支援課	関係機関や住民団体等と総合事業の目的や趣旨を共有し、多様な主体による総合事業の普及・充実化について検討を行っている。	第9期計画からの新規施策				継続	地域包括支援センター、地域福祉支援員兼生活支援コーディネーター等関係団体や住民団体と総合事業の目的・趣旨を共有する。また、地域の実情を把握し総合事業を普及し、現在の内容についても充実化を図る。	99 ~ 100			


【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ						
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向					
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度					今後の方向性				
II-3-(1)	介護サービスの整備	1	介護保険サービスの整備	介護保険課	居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスについて、ニーズ等を把握し、必要に応じて整備を行っている。	特別養護老人ホーム 定員465	特別養護老人ホーム 定員465	特別養護老人ホーム 定員465	特別養護老人ホーム 定員465	令和5年度の取り組みを中心に、可能な限り具体的な実績数値（実施回数や人数、割合等）を入れて記入してください。⇒必要に応じて「目標と実績」欄の実績値を追加・修正してください。	4	第8期計画期間中に、3事業（認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を整備した。令和4年度中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備事業者の公募を実施し、1事業者から応募があったが、応募事業者の辞退により、整備事業者の決定まで至らなかった。令和5年度での定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備事業者の再公募については、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という）の策定にあたり実施した事業者アンケートの結果、設置を検討する事業者がなく、第9期計画で整備を予定する事業と合わせて改めて公募することとした。	4	第8期計画期間中に、3事業（認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を整備予定であったが、2事業について整備が完了したため。	第9期計画では、認知症対応型共同生活介護事業所（定員9名×2ユニット）および認知症対応型通所介護（定員3名×2ユニット）、看護小規模多機能型居宅介護（定員29名）を整備予定であり、併せて定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても整備事業者の公募を実施していく。	68 ~ 69
II-3-(2)	サービスの質の確保・向上	1	事業者の指導・整備	介護保険課	・介護保険サービス事業者に対する指導・監査については、県と市が連携して実施している。 ・居宅介護支援事業、地域密着型サービスについては、集団指導を実施し、法令遵守の徹底、運営指導等を行っている。 ・地域密着型サービス事業者が設置し、概ね2～6か月に1回開催する運営推進会議に出席し、事業所運営に関する指導・助言、情報提供を行っている。	-	実地指導 県合同3回 市単中止	実地指導 県合同3回 市単3回	実地指導 県合同7回 市単14回	市指定事業者に対する運営指導は、コロナ禍により令和2年度及び3年度は実施できなかったが、令和4年度には3事業所、令和5年度には14事業所への指導を行った。集団指導は、令和3年度及び4年度は資料提供で実施していたが、令和5年度は集合形式で実施した。	4	コロナ禍の影響があったものの、令和5年度には運営指導実施数も大幅に増え、集団指導についても集合形式で開催し報酬改定情報を中心に周知などを行った。	市指定事業所への運営指導は、国通知による3年もしくは6年に1回の実施について留意しながら、年度中に10～15事業所に対して実施していく。運営推進会議は、引き続き対象事業所開催分への出席を行うとともに、市が出席していない事業所に対しては、開催記録の提出による確認を行っていく。集団指導については、集合形式での開催を基本としつつ、状況によって動画配信等の手法で開催していく。	70 ~ 71		
II-3-(2)	サービスの質の確保・向上	2	事業者情報公表制度・第三者評価の周知	介護保険課	・高齢者福祉のガイドブックやホームページに掲載し周知を図っている。 ・地域密着型サービスの運営推進会議を活用した評価について、市ホームページで公表している。	-	-	-	-	第3者評価については、県指定の外部評価機関による評価もしくは地域密着型サービス運営推進会議での評価を実施しており、その結果について市ホームページにて公表している。	4	運営推進会議により評価を行っている6事業所に対して適切に実施している。	各事業所において、外部機関による評価もしくは運営推進会議による評価のどちらを選択して受審しているか正確に把握し、適切に対応していく。	70 ~ 71		
II-3-(2)	サービスの質の確保・向上	3	ケアマネジャーの資質の向上	介護保険課 高齢者支援課	・ケアマネジャー協会と連携して研修を開催し、ケアマネジャーの資質向上を図っている。 ・地域包括ケアに関する研修会を開催し、関係者（保健・医療・福祉職）のスキルアップを図るとともに関係連携強化に努めている。	-	介護支援専門員等研修 6回 72人受講	介護支援専門員等研修 8回 124人受講	介護支援専門員等研修 11回 95人受講	地域包括ケアに関する研修会を開催し、関係者（保健・医療・福祉職）のスキルアップを図るとともに関係連携強化に努める。	3	従来通り実施	地域包括ケアに関する研修会を開催し、関係者（保健・医療・福祉職）のスキルアップを図るとともに関係連携強化に引き続き努める。	70 ~ 71		
II-3-(2)	サービスの質の確保・向上	-	介護相談員等苦情処理体制	介護保険課	介護保険施設やグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所に介護相談員が定期的（毎月各事業所1回）に訪問し、入居者の意見や事業所の取り組みを伺うことで、入居者と事業所との橋渡し役となる。介護サービスの質の向上を図っている。	-	相談員だよりの発行数 0回	相談員だよりの発行数 0回	相談員だよりの発行数 0回	コロナ禍前に訪問していた15事業所中5事業所は訪問を再開し、新規に2事業所の訪問を開始した。2ヶ月に1度の頻度で訪問活動を行い利用者や施設職員との面談を行った。当初は利用者と面談可能な事業所は限られており、本来の相談業務を行うことが困難であったが、徐々にコロナ禍前のように成果があり、計画策定時より状況が改善している。	4	定例会も5回実施し、少しずつコロナ禍前のような活動が再開できている	70 ~ 71			

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえる程度成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組みがなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ	
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度				
Ⅱ-3-(2)	サービスの質の確保・向上	介護サービス相談員等苦情処理体制	介護保険施設やグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所に介護サービス相談員が定期的（毎月各事業所1回）に訪問し、入居者の意見や事業所の取り組みを伺うことで、入居者と事業所との橋渡し役となり、利用者が安心して利用できるよう、介護サービスの質の向上を図っている。令和5年度に「三田市介護サービス相談員派遣事業実施要綱」の一部改正を行い、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を訪問できるようにしている。	第9期計画より施策の名称変更				継続	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。	第9期計画 102 ~ 103	
Ⅱ-3-(2)	サービスの質の確保・向上	介護給付の適正化	・認定調査の民間委託分の全件確認を実施し、確認の際に指導等を行い、認定調査の適正化を図っている。 ・住宅改修については、不適切な給付等を防止する為、適宜実地確認を行っている。 ・国民健康保険団体連合会から提供される各種情報を活用し、適正な加算報酬がされているか確認し、給付の適正化を図っている。 ・介護保険サービス利用者に対して、年1回「介護給付費のお知らせ」を送付し、介護保険事業への理解の促進及び不適切な介護報酬請求の防止を図っている。	-	-	-	-	3	民間事業者へ委託した分の認定調査については、内容を全件確認。 住宅改修は令和2年度からのコロナ禍もあり、実地確認は実施していない。 国保連合会からの各種情報活用は取り組みができていない。 (縦覧点検は国保連合会にて実施) 介護サービス利用者に対する介護給付費のお知らせは、年1回12月に実施。 国保連合会の情報活用については取り組めていないため。		70 ~ 71
Ⅱ-3-(2)	サービスの質の確保・向上	介護給付の適正化	・【要介護認定の適正化】認定調査の民間委託分の全件確認と指導等の実施による認定調査の適正化、【ケアプラン点検】住宅改修について不適切な給付等を防止するための実地確認の実施、【縦覧点検・医療情報との突合】国民健康保険団体連合会から提供される各種情報を活用した適正な加算報酬がされているかの確認による給付の適正化に取り組んでいる。 ・介護保険サービス利用者に対して、年1回「介護給付費のお知らせ」を送付し、介護保険事業への理解の促進及び不適切な介護報酬請求の防止を図っている。	第9期計画より取り組み内容の変更				継続	国保連合会からの情報活用に取り組むとともに、介護給付適正化システムでのデータ分析等を行い、適正化に取り組んでいく。 国の給付適正化事業の見直しが行われたことに伴い、給付費通知の廃止など必要な運用の見直しを行う。	第9期計画 102 ~ 103	
Ⅱ-3-(3)	介護人材の確保・育成	介護人材確保のための情報発信	市ホームページ等で、厚生労働省、兵庫県福祉人材センター、ひょうごケア・アシスタント事業の情報周知・広報を行っている。	-	-	-	-	5	兵庫県福祉人材センターや外国人介護職員の受入等に関する情報について、市ホームページの掲載・事業者への周知を行った。 加えて、介護人材の確保・資質向上を目的として、介護職員初任者研修・実務者研修受講に対する費用補助やイベント実施に対する経費の補助を新たに実施した。R6からは、ケアマネジャーの資格更新時の費用の一部補助を実施するための予算措置を行った。 情報提供に加え、介護職員の確保・資質向上に資する補助事業を実施したため。		71 ~ 72


【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価					第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ	
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					
II-3-(3)	介護人材の確保・育成	1	介護職のスキルアップ、キャリアアップを目的として、介護職員初任者研修・実務者研修受講に対する費用補助や、人材確保、魅力アップのための取り組みに対する経費の補助を実施。市ホームページ等で、厚生労働省、兵庫県福祉人材センター、ひょうごケア・アシスタント事業の情報周知・広報を行っている。	第9期計画より取り組み内容の変更						拡充	第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。	第9期計画 103 ~ 104
II-3-(3)	介護人材の確保・育成	2	三田市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の実施	-	-	-	-	令和2年度から当該事業を整備し、市内訪問系サービス事業所に周知している。また、令和3年度には県に合わせて、ハラスメント対策の取り組みに対する費用補助に関して拡充を図った。しかし、事業整備から現在に至るまで事業実施はなく、事業所への周知・浸透に課題がある。	3	事業所からの申請実績がないため。		71 ~ 72
II-3-(3)	介護人材の確保・育成		三田市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の実施	第9期計画より取り組み内容の変更						継続	高齢者人口の増加に対して、安定的に介護サービスを提供するためには介護職員の離職防止・職場定着は必須であることから、職員確保の取り組みは継続する必要がある。	第9期計画 103 ~ 104

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性	今後の展開方向		
II-3-(4)	防災・感染症対策の推進	1	防災や感染症対策のための情報発信	介護保険課	防災や感染症対策に関する情報を市ホームページや電子メールで事業所等へ発信、周知啓発している。	-	-	-	-	国や県から自然災害や感染症に関する情報提供があれば、随時市ホームページや電子メールを通じて、事業者へ情報提供を行った。また業務継続計画の策定状況の確認や、作成のための支援情報の提供を行った。	4	R5は業務継続経過の策定状況の確認を行った。	継続	業務継続計画等の策定状況や避難訓練などの実施状況を随時確認し、介護サービス事業所と連携して、防災・減災活動の啓発を行っていく。	72 ~ 73
II-3-(4)	防災・感染症対策の推進	2	介護サービス継続のための支援	介護保険課	介護保険サービス事業所への衛生用品等の支給や応援給付金等の市独自補助事業、国・県と連携した補助事業等を実施している。	-	-	-	-	令和2年度から適宜県と連携しながら、衛生用品等の支給を行っていたが、新型コロナウイルスの5類移行に伴い令和5年度は実施していない。 サービス提供継続に対する応援給付金の支給や面会設備・ゾーニング環境の整備に対する補助等、市単独事業や国・県の補助事業を活用しながら支援を行っていたが、令和5年度は、感染症関連の実施はなく、物価高騰に伴う業務継続支援として応援給付金を実施した。	5	サービス提供継続に資する衛生用品や環境整備の支援を実施したため。	縮小	災害発生時や感染症流行時には、国や県と連携しながら必要な支援ができる体制が必要である。	72 ~ 73
II-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	1	認知症サポーター養成事業の実施	高齢者支援課	認知症について正しい理解と知識を持ち、認知症の人に対し適切に対応できるよう、市民を対象としたサポーター養成講座を開催。また、サポーターの活動充実化につながるようスキルアップ講座を行っている。	認知症サポーター数 13,000人	認知症サポーター数 11,287人	認知症サポーター数 12,294人	認知症サポーター数 13,339人	認知症について正しい理解と知識を持ち、認知症の人に対し適切に対応できるよう、市民を対象としたサポーター養成講座を開催。また、サポーターの活動充実化に繋がるようスキルアップ講座を開催している。 令和5年度は37回実施し、1045名参加した。	3	従来通り実施	継続	引き続き認知症サポーター養成講座や健康教室等を開催し、市民が認知症について正しい理解と知識をもてるよう啓発に取り組む。また、認知症サポータースキルアップ講座を開催して、サポーター活動の充実につなげていく。	73 ~ 74
II-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	2	認知症予防講座の実施	高齢者支援課	認知症予防の啓発のため、介護予防普及啓発事業のプログラムとして、小地域のつどいや老人クラブを対象に認知症予防に関する講座を行っている。	-	-	-	-	認知症予防の啓発のため、介護予防普及啓発事業のプログラムとして、小地域のつどいや老人クラブを対象に認知症予防に関する講座を行っている。	3	従来通り実施	継続	認知症予防の啓発のため、介護予防普及啓発事業のプログラムとして、小地域のつどいや老人クラブを対象に認知症予防に関する講座を行う。	73 ~ 74
II-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	3	認知症地域ネットワーク構築の支援	高齢者支援課	認知症の人とその家族を含めた地域住民等を中心とした認知症カフェなどの地域での取り組みを支援し、認知症サポーター等身近な支援者と認知症の人とその家族の支援をつなぐため枠組み（チームオレンジ等）の構築を行っている。	第9期計画からの新規施策							新規	認知症カフェの立ち上げ支援及び継続支援を行う。 三田市におけるチームオレンジの体制整備を行うとともに、チームオレンジステップアップ講座やキャラバン・メイトスキルアップ研修、キャラバン・メイト養成研修を行い、支援者の養成を行う。	105 ~ 106

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性	今後の展開方向 第8期計画の取り組みと評価から、今後重点的に取り組む必要がある内容等を中心に記入してください。		
Ⅱ-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	3	徘徊高齢者家族支援事業の推進	高齢者支援課	認知症高齢者が徘徊した場合、身につけているGPS対応の小型発信器からの電波により位置を検索し、居場所を家族に知らせるシステム機器を無償で貸与している。	要支援・要介護認定者で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人のうち、GPS貸与を利用する人の割合 5.0%	要支援・要介護認定者で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人のうち、GPS貸与を利用する人の割合 2.1%	要支援・要介護認定者で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人のうち、GPS貸与を利用する人の割合 2.8%	要支援・要介護認定者で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人のうち、GPS貸与を利用する人の割合 2.4%	認知症高齢者が徘徊した場合、身につけているGPS対応の小型発信器から電波により位置を検索し、居場所を家族に知らせるシステム機器を無償で貸与する。令和5年度末時点での利用者は75名	3	従来通り実施		73 ~ 74	
Ⅱ-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	4	認知症高齢者家族支援事業の推進	高齢者支援課	認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者の家族に対して、小型のGPS端末を貸与し行方不明発生時の早期発見と事故防止を図っている。	第9期計画より施策の名称変更				継続	認知症高齢者が行方不明になった場合、身につけているGPS対応の小型発信器から電波により位置を検索し、居場所を家族に知らせるシステム機器を無償で貸与する。令和5年度末利用者は75名 また、利用者が携帯するBLEタグから固定式感知器及びボランティアがスマートフォンにインストールした専用アプリにより電波を受信、利用者の移動経路や特定地点の通過時間を把握し、行方不明時の検索に活用する制度の実証実験を令和5年度に開始し、令和6年度中に検証を行う。結果より今後の制度化を図る。	905 ~ 106			
Ⅱ-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	4	高齢者等SOSネットワーク事業	高齢者支援課	行方不明となる可能性がある人の情報を事前に登録し、三田市、市内の地域包括支援センター・高齢者支援センター、三田警察署で共有し、メール配信システムや防災行政無線放送により行方不明時の速やかな検索につなげている。	-	SOSネットワークのメール受信登録者数 16,859人	SOSネットワークのメール受信登録者数 16,377人	SOSネットワークのメール受信登録者数 16,186人	行方不明となる可能性がある人の情報を事前に登録し、三田市、市内の地域包括支援センター・三田警察署で共有し、メール配信システムや防災行政無線放送により行方不明時の速やかな検索につなげている。	3	従来通り実施	継続	行方不明となる可能性がある人の情報を事前に登録を促進し、三田市、市内の地域包括支援センター・三田警察署で共有し、メール配信システムや防災行政無線放送により行方不明時の速やかな検索につなげる。	73 ~ 74
Ⅱ-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	5	認知症地域支援・ケア向上推進事業の実施	高齢者支援課	認知症の人への効果的な支援を行うため、基幹型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、連携強化や地域における支援体制の構築を図っている。	-	-	-	-	認知症の人への効果的な支援を行うため、基幹型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置するとともに、その他の地域包括支援センターにおいても認知症地域支援推進員を兼務により配置。令和5年度は6か所ある地域包括支援センターすべてに1名配置した。医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、連携強化や地域における支援体制の構築を図っている。	4	従来通り実施 令和5年度より基幹型包括に1名、各地域包括支援センターに1名ずつ計6名と増員している。	継続	基幹型地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、連携強化や地域における支援体制の構築を図る。	73 ~ 74
Ⅱ-4-(1)	認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり	6	認知症高齢者個人賠償責任保険事業	高齢者支援課	認知症の人が日常生活で他人にけがをさせたり、他人の物を壊したことによって、本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償するための保険制度を実施している。	第9期計画より具体的施策へ変更				継続	三田市認知症高齢者見守り用GPS端末貸与事業及び三田市高齢者等SOSネットワーク事業を利用している対象者に損害賠償保険の案内を実施する。認知症高齢者個人賠償責任保険事業については、令和3年度から事業開始し、今後も継続して支援を行う。令和5年度の加入者数は100名	905 ~ 106			

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ				
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向			
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性		
Ⅱ-4-(2)	早期発見・早期対応の促進	1	認知症疾患医療センターとの連携	高齢者支援課	「認知症ガイドブック」を活用し、早期発見・早期対応の重要性を啓発するとともに、認知症疾患医療センターと連携を図りつつ専門医による「もの忘れ相談」を実施して、必要に応じて関係機関につなぐなど支援を行い早期対応に努めている。	-	-	-	-	3	従来通り実施	継続	「認知症ガイドブック」を活用し、早期発見・早期対応の重要性を啓発するとともに、認知症疾患医療センターと連携し、もの忘れ相談や認知症初期集中支援の充実を図る。また、地域の専門病院、認知症相談医、かかりつけ医との連携体制を構築することにより早期発見・早期対応に取り組む。令和6年度にかけて「認知症ガイドブック」の内容の再検討を行う。	74 ~ 75
Ⅱ-4-(2)	早期発見・早期対応の促進	2	認知症初期集中支援チームの設置	高齢者支援課	認知症または認知症が疑われる人で、診断を受けていない人や、治療を中断している人、医療・介護サービスを利用していない人に対して、専門職（サポート医等）による支援計画の下、適切な医療や介護を受けられるように支援を行っている。	認知症初期集中支援チームが支援した高齢者数 30人	認知症初期集中支援チームが支援した高齢者数 9人（新規）	認知症初期集中支援チームが支援した高齢者数 10人（新規）	認知症初期集中支援チームが支援した高齢者数 4名（昨年度から継続）	3	従来通り実施	継続	認知症または認知症が疑われる人で、診断を受けていない人や、治療を中断している人、医療・介護サービスを利用していない人に対して、専門職（サポート医等）による支援計画の下、適切な医療や介護を受けられるように支援を行う。	74 ~ 75
Ⅱ-4-(2)	早期発見・早期対応の促進	3	脳の健康チェック	高齢者支援課	タブレットやスマートフォンを使用したデジタルツールにより脳の健康チェックを実施し、早い時期から脳の健康に関心が持てるよう取り組んでいる。	第9期計画からの新規施策						新規	令和5年度は定期的に三田市総合福祉保健センターで行う拠点型と出張型の2形式で行い、拠点型は5回51名参加、出張型は9回137名参加があった。第9期計画においても、デジタルツールを用いてより多くの方にチェックに参加していただくことで、脳の健康に関心をもっていただき、今後の早期発見や早期治療及び予防への取り組みを促す必要がある。	第9期計画 106 ~ 107
Ⅱ-4-(2)	早期発見・早期対応の促進	4	認知症予防教室	高齢者支援課	神戸大学が開発した（1）頭と体の運動教室（2）健康づくりセミナー（3）健康状態の見える化をパッケージ化したコグニケアを実施し、正しい知識に基づいた健康行動がとれるよう支援している。	第9期計画からの新規施策						新規	令和4年度より神戸大学及び株式会社MOFFと契約して実施。令和6年度は令和5年度と同様にオンライン型で実施する。昨年度は65歳以上の参加者が多く、認知症予防の観点からより若年層に参加していただくことが望ましい。よって広報を見直すことにより若年層の参加を促す。また、参加者においては、6か月間のプログラムの継続支援やプログラム終了後の運動週刊や社会参加の促しを行っている。7年度以降については、コグニケアを継続して行っか、現行の方法を変更するか検討が必要。	第9期計画 106 ~ 107
Ⅲ-1-(1)	個人の取り組みや団体活動への支援	1	生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員の配置	高齢者支援課	生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員を配置し、「地域の困りごとがある人」と「地域福祉活動者」をつなぐコーディネート業務や相談・アドバイスをを行っている。	-	-	-	-	3	従来通り実施	継続	「地域の困りごとがある人」と「地域福祉活動者」をつなぐコーディネート業務により地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める。	76
Ⅲ-1-(1)	個人の取り組みや団体活動への支援	2	ふれあい活動推進協議会の活動推進	地域福祉課	ふれあい活動推進協議会等の地縁団体が自主的に活動を行っており、各地区で各種行事やサロン等を開催し、ふれあいや交流の場の提供を行っている。	-	-	-	-	4	各地区で実施される事業が計画通りに取り組めているため	継続	地域住民がつながりを感じながら安心して生活できる地域の実現に向けて、地域住民が主体となり、ふれあいや交流の場づくりに取り組んでいる「ふれあい活動推進協議会」に対し、引き続き財政支援を行う。さらに、地域活動者の負担の軽減と活動の効率化を図るために、各地域の実情に基づき、まちづくり協議会との統合に対応する。	76

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価					第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ				
				目標と実績（網掛は成果指標）				取り組み内容と課題	自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向			
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度								
Ⅲ-1-(1)	個人の取り組みや団体活動への支援	3	ボランティア活動の推進	地域福祉課	社会福祉協議会のボランティア活動センターにおいてボランティアコーディネーターが、ボランティアの需要調整やボランティアグループの育成、支援を行っている。	ボランティア活動センターでのボランティア活動者（従事者）数 800人	ボランティア活動センターでのボランティア活動者（従事者）数 289人	ボランティア活動センターでのボランティア活動者（従事者）数 322人	ボランティア活動センターでのボランティア活動者（従事者）数 357人	地域住民が抱えている課題に対し、ボランティア活動を通じて解決できることを目的にボランティア活動センターの運営、ボランティア活動の振興、育成等事業に対する財政的支援を行っている。コロナによる規制も緩和され、地域住民同士がつながりあう場や、新たにボランティア活動を行うきっかけづくりに向けた取り組みを行うことができた。また、障害者等を含むあらゆる当事者の特性や強みを活かし、ボランティア活動の「受け手」ではなく、「活動者」「支援者」として、活動や取り組みを通じた相互理解を深め、地域の中で関係構築を進め、共生社会実現に向けた人材育成と福祉観の実践醸成を目指す必要がある。	4	ボランティア活動センターが実施する事業が計画通りに取り組んでいるため	継続	ボランティア活動について、新たな活動を希望する人や支援を必要とする人に、必要な情報の発信、人材育成、相談を行なえるボランティアコーディネーターを配置し、幅広い活動を推進するボランティア活動センターの運営に対し、引き続き財政支援していく。また、生活課題や社会環境の変化に伴う問題については、地域住民、各種団体、事業所、企業など多様な主体が尊重しあい協働し解決に向けて取り組めるような環境整備を進める。	76
Ⅲ-2-(1)	人権意識の普及・啓発	1	高齢者の人権に関する啓発の推進	人権共生推進課	広報「人権さんだ」の発行や人権を学ぶ啓発講座、三田市人権を考える会の啓発事業を通じて、高齢者の人権問題を含め、幅広く啓発を行っている。	人権問題の解決に向けて「社会全体で取り組み、自分も努力すべきだと思う」市民の割合 85.0%	-	人権問題の解決に向けて「社会全体で取り組み、自分も努力すべきだと思う」市民の割合 90.0%	人権問題の解決に向けて「社会全体で取り組み、自分も努力すべきだと思う」市民の割合 88.7%	・人権啓発誌「人権さんだ」9月号において特集「高齢者にやさしい社会を考える」を掲載し、高齢者の人権についての啓発を行った。 ・市民啓発講座において「高齢者福祉の現場から人権を考える～認知症、寝たきり、介護が必要な人の気持ちを想像してみよう～」という講座を開催し、高齢者の人権についての啓発を行った。（参加人数13名） ・三田市人権を考える会主催の「三田幸せプロジェクト ～明るい未来へ～」において高齢者の人権について考える分科会を実施した。テーマは「安心して暮らし続けることのできる共生のまちさんだを目指して ～認知症高齢者の人権について考える～」（参加人数82名）	4	人権啓発誌「人権さんだ」や市民啓発講座、三田幸せプロジェクトを通して、市民への啓発を実施することができた。	継続	高齢者が生きがいを持ち、はつらつと活躍できるまちをめざすため、人権啓発誌「人権さんだ」や市民啓発講座の開催、三田市人権を考える会における啓発事業を通じて、高齢者の人権問題を含め、幅広く啓発を行っている。	77
Ⅲ-2-(2)	権利擁護の推進	1	成年後見制度、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進	生活福祉課	三田市権利擁護・成年後見支援センターの運営。地域包括支援センター・高齢者支援センターの総合相談業務の一環として周知・啓発を行っている。	日常生活自立支援事業の認知度 50.0%	-	-	-	三田市権利擁護・成年後見支援センターにおいて、権利擁護並びに成年後見制度の利用に係る相談支援や、制度の普及・啓発、権利擁護専門相談の開催などの取り組みを進めた。また、令和5年度に、三田市権利擁護・成年後見支援センターを「三田市成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：令和5～9年度）」に基づき、専門職団体や関係機関の協働による地域連携ネットワークのコーディネート等を担う中核機関に位置づけ、体制整備を図った。	4	取り組み内容が計画通りに進められているため	継続	従来からの取り組みを継続するとともに、三田市権利擁護・成年後見支援センターの地域連携ネットワークのコーディネート機能を高め、高齢者等の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図る。	77 ~ 78
Ⅲ-2-(2)	権利擁護の推進	2	高齢者虐待防止法に基づく虐待防止と養護者支援	高齢者支援課	高齢者虐待防止マニュアルに基づき、コア会議によるリスク評価を行い、個別ケース会議により対応策や支援機能の分担について共通認識し、養護者支援を含め関係機関と連携しながら必要な対応を行っている。	-	-	-	-	高齢者虐待防止マニュアルに基づき、コア会議によるリスク評価を行い、個別ケース会議により対応策や支援機能の分担について共通認識し、養護者支援を含め関係機関と連携しながら必要な対応を行っている。	3	従来通り実施	継続	高齢者虐待防止マニュアルに基づき、コア会議によるリスク評価を行い、個別ケース会議により対応策や支援機能の分担について共通認識し、養護者支援を含め関係機関と連携しながら必要な対応を行う。	77 ~ 78
Ⅲ-2-(2)	権利擁護の推進	3	施設内虐待への取り組み	介護保険課	市内介護保険施設担当職員を対象とした研修を開催し、該当施設での高齢者の権利擁護や施設内虐待防止についての意識向上を図っている。	-	-	-	-	市における研修は未実施。市民や介護従事者からの相談や連絡、施設等からの事故報告書等で、虐待の恐れがある場合は、事業所への聞き取りや現地確認を行っている。必要に応じて、関係部署や県等の関係機関とも調整しながら対応している。事業者は令和6年3月末に虐待防止のための委員会の開催・指針の整備・研修の実施等整備する必要があり、5年度途中で事業所に確認を実施し、3月に開催した集団指導においても周知を実施した。	2	研修が実施できていない。	継続	研修については、オンラインを活用するなど実施方法を検討して実施していく。	77 ~ 78

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ		
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向	
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度					今後の方向性
Ⅲ-2-(2) 権利擁護の推進	4 障害者・高齢者虐待権利擁護高度専門相談	高齢者支援課	兵庫県虐待対応専門職チーム（事務局：兵庫県弁護士会）に登録している弁護士・社会福祉士による虐待事案に対する専門的助言を受け、事案の解決を図っている。	-	-	-	-	3	従来通り実施	継続	兵庫県虐待対応専門職チーム（事務局：兵庫県弁護士会）に登録している弁護士・社会福祉士による虐待事案に対する専門的助言を受けながら、事案の解決を図る。	77 ~ 78
Ⅲ-2-(2) 権利擁護の推進	5 消費者被害への対応	高齢者支援課	地域包括支援センター、高齢者支援センターの総合相談業務の一環として消費生活センターや警察署、司法書士、弁護士等の関係機関と連携して被害防止に努めている。	-	-	-	-	3	従来通り実施	継続	地域包括支援センターを中心に消費生活センターや新たに協定を結んだ警察署や、司法書士、弁護士などの関係機関と連携して被害防止に努めている。	77 ~ 78
Ⅳ-1-(1) 高齢者にやさしい居住環境の推進	1 公営住宅の管理	生活福祉課	高齢者をはじめ誰もが安心して住めるよう配慮した公営住宅の適切な維持、管理に努めている。	-	外壁改修の市営住宅棟数1棟	外壁改修の市営住宅棟数1棟	-	4	三田市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に外壁改修工事が実施完了した。	継続	建設後18年～42年が経過しているため、建物や設備の老朽化が進んでいる。第2次三田市公営住宅等長寿命化計画(令和6年度～令和15年度)に基づき、エレベーター等設備の改修を計画的に進めていく。	79
Ⅳ-1-(1) 高齢者にやさしい居住環境の推進	2 高齢者向け住宅の情報提供	都市政策課	市内の高齢者向け住宅について、ひょうご住まいづくり協議会と連携し、市民や事業者に情報を提供している。	-	-	-	-	3	実績の把握が困難	継続	すまいの窓口での相談対応や市のホームページで、サービス付き高齢者向け住宅の情報を提供。	79
Ⅳ-1-(2) 福祉のまちづくりの推進	1 公共施設のバリアフリー推進	障害福祉課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称：バリアフリー法)及び福祉まちづくり条例に基づく整備及び点検改修、バリアフリー設備の設置状況の情報提供を行っている。	-	-	-	-	4	従来の取り組みに加え、フロアマップ情報を収集し、掲載したため。	継続	ホームページ掲載内容のメンテナンスを行いながら、より充実したバリアフリー情報の提供に努める。	80
Ⅳ-1-(2) 福祉のまちづくりの推進	2 移動手段等の維持・確保	交通政策課	兵庫県と協力したノンステップバスの導入目標達成及び公共交通機関に関する相談窓口、広報等での啓発を行っている。	ノンステップバスの導入率60%以上	ノンステップバスの導入率40.7%	ノンステップバスの導入率65.3%	ノンステップバスの導入率68.1%	2	令和5年度はノンステップバスの導入が無かったため	継続	今後は、ノンステップバスの導入率だけに着目するのではなく、ノンステップバスの活用のされ方にも着目する。ノンステップバスを必要とされる方の多いところでノンステップバスが運行されるように事業者呼びかけを行っている。また、車両購入時には可能な限りノンステップバスを導入するよう交通事業者に対して呼びかけを行っている。	80
Ⅳ-1-(2) 福祉のまちづくりの推進	5 交通機関の連携	交通政策課	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり等外出の機会を持ってもらうため、市内在住（住民登録が65歳以上の）に対し、バス・鉄道・タクシー運賃の助成を行っている。	【自己評価基準】5:十分の成果があり、計画決定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果がある、計画決定時より状況を改善した 3:成果はまちまちもしくはなし 2:成果があまりないか、内容がほぼ実現していない 1:成果が全くなかった、または、取り組みが不十分だった	【取り組み内容】 「高齢者運賃助成制度」の見直しを前提とした「三田市高齢者外出支援策に関するあり方懇話会」を設置し、懇話会を5回開催し意見交換を行った。 【課題】 利用方法が分かりづらい、地域における利用差がある等	課題の解決を目的とした制度の見直しに努めたため	継続	高齢化の進展に伴い、高齢者の公共交通利用増加が見込まれる中、令和5年度に実施した「三田市高齢者外出支援策」に関するアンケート結果を踏まえ、課題の解決に向けて見直しを行う。				

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画 目標値	(8期) R3年度	(8期) R4年度	(8期) R5年度					今後の 方向性			
IV-2-(1)	防災・防犯・感染症対策の推進	1	防災意識の高揚	危機管理課	危険箇所等を掲載したハザードマップの作成や出前講座・防災訓練・自主防災組織の育成等により防災意識の高揚を図っている。	地域防災訓練の実施率 88.0%	地域防災訓練の実施率 37.66%	地域防災訓練の実施率 40.5%	地域防災訓練の実施率 32.9%	地域防災訓練では、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策が解除されたこともあり、特に出前講座の実施回数が増加し、日頃の備えだけでなく、クロスロードやHUGなどの訓練も実施した。地域防災訓練は例年実施する地域を中心に、継続的に防災への備えや体制整備などを進めていった。	4	地域防災活動は、地域での共助の視点から、取組みとして大切なものであり、多くの方に関わってもらっている。	継続	今後も多くの市民に防災に関する意識の啓発を行う等、引き続き他団体との連携を図り、地域の安全・安心を高めていく。	81
IV-2-(1)	防災・防犯・感染症対策の推進	2	避難行動要支援者支援制度の推進	危機管理課	避難行動要支援者支援制度における名簿の作成、更新、地域との共有等を行っている。	避難行動要支援者の個別避難計画を防災と福祉の連携促進により作成した区・自治会数 5箇所	避難行動要支援者の個別避難計画を防災と福祉の連携促進により作成した区・自治会数 5箇所	避難行動要支援者の個別避難計画を防災と福祉の連携促進により作成した区・自治会数 18箇所	避難行動要支援者の個別避難計画を防災と福祉の連携促進により作成した区・自治会数 12箇所	令和5年度は、避難行動要支援者への名簿登録や地域との情報共有、地域での支援体制づくりに加えて、個別避難計画の作成支援を実施している。名簿はほぼすべての区・自治会に提供することができ、地域での支援体制づくりは取り組んでいる地域もあるが、取り組めていない地域も多い。個別避難計画は市職員PTの範囲を拡大して、班体制で市内の危険区域に居住する要支援者のうち希望者に対して実施し、本人や家族、地域住民、福祉専門職が避難支援について話し合いを行い、個別具体的な支援について計画につなげることができた。さらに、新たに地域主体の個別避難計画作成への交付金制度を新設し、実施につなげた。	4	個別避難計画の作成をできている。	継続	今後も、個々の要支援者の状況に応じた個別避難計画の策定や、避難訓練の実施などを進めていく。	81
IV-2-(1)	防災・防犯・感染症対策の推進	3	防犯協会の活動支援	危機管理課	三田市安全で住みよいまちづくりに関する条例に基づき、三田防犯協会等が行う地域自主安全活動を支援している。	-	街頭啓発キャンペーン実施回数 4回	街頭啓発キャンペーン実施回数 4回	街頭啓発キャンペーン実施回数 3回	三田防犯協会により、JRや市内商業施設等において「振り込め詐欺被害防止」「自転車盗防止」等を訴える啓発キャンペーンを実施した。街頭啓発キャンペーン活動は一般市民の関心は高く、啓発内容をさらに多くの人に広めていくことが課題である。	3	今後も周知啓発を続けられている。	継続	今後も防犯協会への活動支援を通じて、市民に対する防犯に関する啓発活動や意識高揚を行っていく。	81
IV-2-(1)	防災・防犯・感染症対策の推進	4	防犯意識の高揚	危機管理課	市民一人ひとりが防犯意識を高めて、犯罪や暴力、事故のない「安全で安心な住みよいまち」を推進するため、各種団体と協働し、啓発活動等を行っている。	-	明るいまちづくり市民の集い 休会	明るいまちづくり市民の集い 休会	明るいまちづくり市民の集い 休会	現在、市内には暴力団等の事務所が確認されていないため、「明るいまちづくり市民のつどい」は休会しているが、暴力団等追放三田市民の会による啓発活動は行われている。また、防犯に関しては、警察署や防犯協会と連携して取り組みを進めているが、一人暮らしの高齢者等に対して一層防犯対策を呼び掛けていく必要がある。	3	周知啓発を継続できている。	継続	市民一人ひとりが防犯意識を高めて、犯罪や暴力、事故のない「安全で安心な住みよいまち」を推進するため、各種団体と協働し、啓発活動等を行っている。	81

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった

施策項目	具体的施策	担当課	取り組み内容 (8期計画記載内容)	第8期計画（令和3～5年度）の評価				第9期計画（令和6～8年度）での展開について		計画書掲載ページ					
				目標と実績（網掛は成果指標）				自己評価	自己評価を左記とした理由を記入してください。		今後の展開方向				
				8期計画目標値	(8期)R3年度	(8期)R4年度	(8期)R5年度					今後の方向性			
IV-2-(1)	防災・防犯・感染症対策の推進	5	新型コロナウイルス等感染症対策	健康増進課	三田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医学的ハイリスクのある高齢者等へ充実した対策を進めている。	-	65歳以上への追加（3回目）接種率 96.8% (R4.3.29時点であり4月以降も接種者あり)	65歳以上への追加（3回目）接種率 91.9%、追加（4回目）接種率 83.2%、追加（5回目）接種率 66.2%	65歳以上への接種率 3回目95.7% 4回目87.7% 5回目74.4% 6回目55.1% 7回目39.6%	R5年度はR5.5.8～オミクロン株XBB.1.5対応2価ワクチンを用いた春開始接種を65歳以上高齢者を対象に実施。R5.9.20～は同ワクチンを用いた秋開始接種を全年齢を対象に実施した。今般の感染状況及び社会経済活動への影響に鑑み新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、通常の医療体制に移行し、R6.3.31には特例臨時接種は終了した。新型コロナウイルス感染症への本市の対応については十分に経過をまとめ、三田市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに反映する必要がある。	4	特例臨時接種として、希望する市民に対し十分な接種体制を構築することができた	継続	今後は高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様に個別接種実施医療機関で個人の重症化予防を目的とする定期接種として継続実施する。新型コロナウイルスワクチンは65歳以上高齢者を対象として令和6年秋より定期接種化の予定。今後も市内医療機関と十分な連携を図り、希望する市民が安心して接種できる体制を構築する。また、令和6年6月に新型インフルエンザ等政府対策行動計画が見直される予定であり、三田市においてもこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、三田市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行う。	81
IV-2-(2)	交通安全対策の推進	1	高齢者の交通安全に対する意識啓発	危機管理課	関係機関と協力し年間を通じて啓発活動及び交通安全教室を実施している。	高齢者交通安全教室実施数 15回	高齢者交通安全教室実施数 1回	高齢者交通安全教室実施数 2回	高齢者交通安全教室実施数 8回	令和5年度は市の交通指導員により年間を通じて学校等を対象に交通安全教室を実施し、昨年度よりも増加した。また、高齢者を中心に啓発に一定の効果はあるが、団体等に所属せずサロン等にも参加しない高齢者に対する啓発も課題であり、広く広報や周知を図ることが必要である。	3	今後も新たなニーズの増加や新たな課題なども予想されるが、事業は継続的に実施できている。	継続	交通安全教室の実施について広報や団体を通じて周知啓発を行い、高齢者の交通安全教室の実施回数の増加を図る。	82
IV-2-(2)	交通安全対策の推進	2	地域の交通安全環境づくり	道路河川課	交通安全施設の設置及び道路のバリアフリーに配慮した歩道の整備を行っている。	-	●ガードパイプ等設置 22m ●車止め設置 9基 ●カー舗装（グリーンベルト設置等） 478㎡ ●歩道根上がり修繕 218㎡	●ガードパイプ等設置 69m ●車止め設置 14基 ●歩道根上がり修繕 443㎡	●ガードパイプ等設置 47m ●安全標識 5基 ●カー舗装（グリーンベルト設置等） 308㎡ ●歩道根上がり修繕 236㎡	公安関係者等と連携を図って地域の課題を把握し、●ガードパイプ等の設置138m、●安全標識5基、●カー舗装（グリーンベルト設置等）786㎡、●歩道根上がり修繕897㎡の実施を行った。	4	地域のニーズに合わせた多彩な安全対策を行えたため	継続	引き続き課題の把握に努め、全国の取り組み事例を参考に課題を解消していくこととする。	82

【自己評価基準】 5:十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した 4:どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した 3:成果はどちらともいえない 2:成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった 1:成果が全くなかった、または、取り組まなかった